

1. 議事日程

(平成18年第4回安芸高田市議会12月定例会第5日目)

平成18年12月12日  
午前10時開会  
於安芸高田市議場

日程第1 会議録署名議員の指名

日程第2 一般質問

2. 出席議員は次のとおりである。(21名)

1番	明木一悦	2番	秋田雅朝
3番	田中常洋	4番	加藤英伸
6番	川角一郎	7番	塚本近
8番	赤川三郎	9番	松村ユキミ
10番	熊高昌三	11番	藤井昌之
12番	青原敏治	13番	金行哲昭
14番	杉原洋	15番	入本和男
16番	山本三郎	17番	今村義照
18番	玉川祐光	19番	岡田正信
20番	亀岡等	21番	渡辺義則
22番	松浦利貞		

3. 欠席議員は次のとおりである。

5番 小野剛世

4. 会議録署名議員

9番 松村ユキミ 10番 熊高昌三

5. 地方自治法第121条により説明のため出席した者の職氏名(19名)

市長 児玉更太郎 副市長 増元正信

副市長	藤川幸典	総務部長	新川文雄
自治振興部長	田丸孝二	市民部長	杉山俊之
福祉保健部長兼 福祉事務所長	廣政克行	産業振興部長	清水盤
建設部長 兼公営企業部長	金岡英雄	教育長	佐藤勝
教育次長	沖野清治	消防長	竹川信明
美土里支所長	立川堯彦	高宮支所長	猪掛智則
甲田支所長	宍戸邦夫	向原支所長	益田博志
総務課長	高杉和義	財政課長	垣野内壯
管財課長	近永義和		

6. 職務のため議場に出席した事務局の職氏名（4名）

事務局長	増本義宣	議事調査係長	児玉竹丸
書記	国岡浩祐	書記	倉田英治

~~~~~○~~~~~

午前 10時 開会

- 松浦議長 それでは、おはようございます。  
ただいまの出席議員は21名であります。  
定足数に達しておりますので、ただちに本日の会議を開きます。  
本日の議事日程は、あらかじめお手元に配布したとおりであります。

~~~~~○~~~~~

日程第1 会議録署名議員の指名

- 松浦議長 日程第1、会議録署名議員の指名を行います。  
会議録署名議員は、会議規則第79条の規定により議長において、  
9番 松村ユキミさん、10番 熊高昌三君を指名いたします。

~~~~~○~~~~~

日程第2 一般質問

- 松浦議長 日程第2、一般質問を行います。  
それでは、質問の通告がありますので、順次発言を許します。  
12番 青原敏治君。

○青原議員 議長。

○松浦議長 はい。

○青原議員 おはようございます。12番あきの会、青原でございます。通告に  
基づき行財政改革の進捗状況について市長にお伺いをいたします。

このことは前にも質問しましたが、また総務企画常任委員会でも議  
論されていますが、いまだに結論が出ていません。市長さんは市民の  
方にも痛みを伴う改革が必要と言われてはいますが、私が思うに、市民  
は痛みを感じているが、行政は感じていないような感じがいたします。

財政を立て直すには、昨日同僚議員の質問の答弁の中でも人件費の  
削減とあります。例えば職員の駐車場利用料金問題。確かに研究はさ  
れていますが、まだ結論が出ていません。条例化しておられません。  
こういうことが市民の不平不満につながると思います。早期に条例化  
して、尚かつ、18年度当初にさかのぼって徴収するというようなこ  
とを実現していただきたいと思っております。そのことによって、補助金の  
一律カットの緩和、また税金の滞納の減少につながると思います。今  
後どのようなお考えをお持ちか市長にお伺いいたします。

また、再質問は自席にて行います。

○松浦議長 ただいまの質問に対し答弁を求めます。

市長 児玉更太郎君。

○児玉市長 ただいまの青原議員さんの質問にお答えをいたします。

行財政改革の進捗状況というお尋ねでございます。ご承知いた  
しておりますように、合併以来、本市の予算規模は類似の市と比較しま  
すと、突出した状況のまま推移をいたしております。その適正化が喫  
緊の課題となっております。このような状況の中で、行財政改革大綱  
に基づく実施計画を作成いたしまして、それぞれの項目について進捗

管理をいたしながら、行財政改革の取り組みを進めておるところでございます。

ご質問をいただきました、行政も痛みをというご指摘でございますが、特に職員の減については、ご承知いただいておりますように、合併時の状況を、退職状況を含めると平成19年3月末では実質的には50人を越える職員の減になると思います。さらに、今後とも職員の補充はしないということで、今100人以上の職員の減ということ yesterdayも申し上げましたが、計画をしております、これはやはり一番職員に痛みを伴う問題であろうと思います。仕事は増える中で職員を減らして仕事するという、難しい選択でございますが、どうしてもこれをやっていかにやいけんということで、今計画的にやっておるところでございます。ご指摘の職員の駐車場に係る使用料につきましても、職員のコスト意識の醸成、適正な自主財源の確保という観点から申し上げまして、その負担、徴収方法などを現在最終調整をしておるところでございます、平成19年4月から職員の駐車場の有料化を実施していきたいと準備を今しておるところでございます。

なお、補助金の見直しにつきましても、本年度は、これまでの一律削減の手法を改めまして、個別精査に基づいて見直しを実施しておりますが、今後におきましても、投資的経費や人件費をはじめ、経常経費全般につきましても、見直しを避けられない状況が想定されますので、最新の情報を公開、共有しながら、市民の皆様にも理解しやすい行財政改革の取り組みを進めてまいりたいと考えております。

なお、行財政改革大綱等の詳細につきましても、ご質問がございましたらまた副市長の方からお答えをさせていただきたいと考えております。

○松 浦 議 長

青原君、答弁漏れはありますか。

以上で答弁を終わります。

再質問がありますか。

12番 青原敏治君。

○青 原 議 員

ただいま答弁をいただきましたけども、私が思うのに19年度から徴収するよということですが、できれば18年度をさかのぼって徴収をしていただきたいというふうに思います。

どういうふうな試算がされておるのか、私もわかりませんが、やはりこの行財政改革については市民の方に見える形で推進をしていただきたいという思いがしております。今では行政内で我々議員はそのことがわかりますけど、市民の方にはそれがわからないという状況でございます。だからやはり市民の方に聞いてみると不平不満が出てきとるという状況です。それをまあ少しでも解消すべく見える形での行財政改革をしていただきたいというふうに思います。今の駐車場料金にしましても、給料の中には諸手当、その中に通勤手当いうのも含まれております。今どう言うていいか、退職者人員カットするいうの

が最大の痛みだろうというような思いがしますけど、私から言わせるとやはりそういう手当をもらっておる、その一部を駐車料金に当てるとというような方法もとれるんじゃないかならうかという思いがします。それと、今の退職者。退職者ばかりを考えるんじゃないしに、やはり退職者を1人でも少なくするような方法も考えていただきたい。どんどん減してくんじゃないしに、減さずにやはり財政を切り抜けるという方法も考えてもらいたい。昨日もありましたけども、やはり企業誘致、雇用拡大、定住対策等々を考慮に入れて、そういうところから財政を膨らませていただくというような考えを持っていただきたいというふうに思います。

今の点について、また駐車場の問題なんですけど、どういうふうに試算されとるかわかればまたお聞かせ願いたいというふうに思います。

○松浦議長

ただいまの質問に対し答弁を求めます。

市長 児玉更太郎君。

○児玉市長

ただいまの合理化のご質問でございますが、昨日も申し上げましたように、費用を切り詰めるところまではできるだけ切り詰めて、今やっておるわけでございます。結局は最終的には扶助費と人件費を切るしか方法はないと。あとの事業を切って事業を縮小するわけにはいかんということもあります。事業については、今継続してやっておりますいずれも補助事業でございますが、ハードな事業は継続してやると、こういうことございまして、そういう点で、もう人件費の切り込みが一番やはり今後の課題であろうというように思うわけでございます。したがって、今後は一切、100人以上の減になるまで新規採用はしないという、基本的な方針で今やっておるところでございます。

そういう始末をしながら、収入増を図る方法を考えるというご質問でございますが、我々としても今企業誘致等についても藤川副市長を中心にして、今工業団地が一つ撤退した事業のあとが残っておりますが、あとの工業団地は撤退した後は全部埋まったということでございます。したがって、撤退した後のその工場に誘致をするというのは、まず我々としては、その他にも話も来ておるのもございますので、今後企業誘致のできるものはできるだけ企業誘致をしていきたいと。ただ、大規模な企業誘致については、特に内陸部については、人の確保ができるかということが一番大きな、企業にとっては課題のようであります。したがって、ご存じのように千代田、大朝の県営の工業団地がまだ売れ残っておるというのはやはり、これは人が確保できるかどうかということで非常に難しいというような話を、県の企業の担当の方からも聞かせてもらっておりますが、そういうようなものを一つひとつクリアしながら、企業誘致ということも考えていきたいというふうに考えております。

職員の駐車場の有料化については、また担当部長の方からお話しをさせていただきます。

○松 浦 議 長

引き続き答弁を求めます。

総務部長 新川文雄君。

○新川総務部長

それでは駐車場の有料化の関係につきまして、ご答弁させていただきます。

ご承知いただいておりますように、行財政改革の実施計画に基づきまして、この駐車場の有料化につきましては、視点の2の行財政経営の転換という項目の中に一枠入れさせていただいております。今年度の取り組みということで、計画と上半期における取り組み等におきましても、議員の皆様方の方にもお配りをさせていただくとるところでございます。基本的に駐車場の状況でございますけれども、県内市の団体、他市の状況でございますけれども、有料化しております市の状況は、竹原市と三次市が有料化に向けて取り組んでおるという状況でございます。そうした取り組んでおられる状況の中を見させていただき、また本市がこの庁舎周辺に借り上げをさせていただいております、駐車場についての使用料を緩和をさせていただき、現在471名等が利用をしておる状況でございます。そういう状況の中で徴収方法、いろんな形があるわけでございますけれども、やはり条例化ということもございましたけれども、駐車場経営ということになりますれば、当然使用料の徴収条例を定めさせていただいて、本来であれば徴収ということになりますけれども、市民等のサービスの観点、いろんな方法考えさせていただいて、他市の例、参考にさせていただきながら、今回市としても計画をさせていただいておるところでございます。三次市の例をみますと、市の互助会的な制度の中で取り組みをさせていただいております。本市におきましてはやはり、職員の駐車場一人ひとり枠を定めるということは、非常に難しいところがございます。諸実費協力金ということで徴収を考えたいと思っております。該当する、協力していただく方につきましては臨時職員さん、また非常勤の特別職さんにも同様の状況の中でお願いをしていただく形になるのではなかろうかと思っております。

単価につきましては、現在借り上げ料等考えて590万ばかりの借上料でございますけれども、その単価計算等勘案させていただき、他市の類似団体等も調整をさせていただきながら、月額千円の徴収を現在考えておるところでございます。

以上でございます。よろしくお願いたします。

○松 浦 議 長

以上で答弁を終わります。

再々質問ありますか。

12番 青原敏治君。

○青 原 議 員

今答弁いただきました。

私が言いたかったのは、やはりこの行政改革、市民に見える形でやっていたきたいというのが一番の思いでございます。やはり市長さん、常日頃から合併の優等生というふうに言われてきております。行

財政改革の優等生になるべく努力をしていただきたいというふうに思います。今後についての決意があればお聞かせを願いたいというふうに思います。

これで質問を終わります。

○松浦議長 以上、再々質問についての答弁を求めます。

市長 児玉更太郎君。

○児玉市長 青原議員ご指摘のように、行財政改革は喫緊の課題でございますので、我々も真剣に一つひとつ早く取り組んでいきたいということで、取り組みをしていきたいと思っております。

また議員の皆さんにもいろいろご支援を賜ることがあるかと思いますが、ご協力をお願いをいたしまして、決意表明にさせていただきます。

○松浦議長 以上で、青原敏治君の質問を終わります。

続いて、通告がありますので発言を許します。

7番 塚本近君。

○塚本議員 議長。

○松浦議長 はい。

○塚本議員 7番、新政会の塚本近でございます。通告いたしております3点についてお伺いいたします。

1点目は行政財産の管理運用であります。平成17年度末の本市の普通財産は山林を含む土地が7,486ヘクタールで、山林を除けば約62ヘクタールとなっております。以前私は財源確保のために財産の処分をしたらどうかという質問をいたしました。その時、旧6町の財産台帳の整理を行ってからという発言がありました。今回17年度で整理をされたようでありますけれども、その中で八千代町土師ダム周辺用地等の台帳が整理されております。そこで、この土師ダム周辺用地が128ヘクタール減少となっております。その経過の説明と財産処理はどのように行われているのか伺うものであります。また、本市は快適で賑わいのあるまちづくりを掲げ、美しいまちづくりの推進のために、地域ぐるみの活動を行っておりますが、行政の財産である塩漬けの土地、また廃墟となった町営住宅などの現状を見ると、行政が指導して、美しいまちづくりを推進する状況下にはありません。今後市は、それらの環境管理はどのようにするか、管理はされないのであれば、処分を行い、財産運用を図るべきと思っておりますが、今後の整理、運用について伺うものであります。

2点目は災害時に被災者に対しての救援物資の供給基準と配送方法であります。昨年9月16日の夜から17日の早朝にかけて中国地方を襲った台風13号は、安芸高田市においても記録的な集中豪雨をもたらしました。増水によって住宅、農地、道路、山腹の崩壊等、被害箇所が213件と、大きな爪痕を残したわけでありまして。そうした爪痕の中に、直接日々の生活に関わる災害に遭われた方がたくさんおら

れますけど、災害に遭われた被害者の把握はどのようにされて、援護物資の配給、配布、市民への周知はどのように行われたか、お伺いするものであります。

3点目は美土里町横田地区の飲料水の今後の方針であります。この事業は旧美土里町時代、平成元年から現地調査がはじまり、今年度まで18年間かけて、水源確保の調査や飲料水として適当かどうかの調査が行われ、その間約7,800万円の費用をかけてまいりました。水は人間が生きていく源であります。先の決算委員会で、今後は個々のボーリングで対応との説明がありましたが、これまでその給水地域に対して行っていた事業が、個々へ転換するとなるとしますと、この地域への今後の周辺地域の周知はどのようになされるのかお伺いするものであります。

以上、3点よろしくお願いを申し上げます。

○松浦議長

ただいまの質問に対し答弁を求めます。

市長 児玉更太郎君。

○児玉市長

塚本議員さんの普通財産の管理と運用策についてのご質問でございます。まず、普通財産の管理と運用策という面についてお答えをいたします。現在、当面、行政目的のない土地や建物などの財産を、普通財産として位置づけておるわけでございますが、ご指摘のとおり、場合によってはこれらを積極的に処分していくことを検討し、一般財源や自主財源の確保に充てると同時に、管理経費の削減に努める必要があると考えております。将来、個々に企業誘致するとか、ものを誘致するとか、そういう意味での取得をされた土地もあるわけでございます。そこらの精査はする必要があるかと思っております。いずれにいたしましても、これらの財産が、普通財産となった経緯や、行政財産としての転用など、将来にわたる利用計画についても、様々な角度から精査をいたしまして、適切な対応を図ってまいりたいと考えております。また、当面の管理につきましても、合理的でなるべく経費のかからない方法によるものとし、安全面や近隣との調和を十分考慮する必要があるかと思っております。後ほど詳しくは担当部課の方から補足の説明をさせていただきたいと思っております。

それから次の災害時の救援物資の供給基準、配送方法はどのようになつとるか、ということでございます。ご指摘のように9月16日から17日の大雨の時には各地で避難等のお願いをした経過があるわけでございます。現在物資として毛布が100枚程度市内の施設に保管してございます。今後300枚の新たに購入を予定しておるところでございます。合わせて災害用の非常食等も600食分購入して、各支所に分散配備をする予定にしております。その他の食料、生活必需品については生産業者及び販売業者と連携して供給可能な数量等の把握を行い、その都度調達をすることにしております。配送計画につきましては、災害の状況や道路状況によりまして、適宜判断をしてま



いりたいと思います。いずれにいたしましてもご指摘の援護物資供給は災害状況に応じて、県保管物資等への要請も実施してまいりたいと考えております。なお、物資の供給は地域防災計画により、基本的には家の倒壊、流失等により炊事のできない人や、避難勧告により避難所への入所等に、そういう人たちへ配布を考えておるわけでございます。日頃から市民の皆さんにも災害対策として、防災非常用持ち出し品の備えを自助の立場から用意していただくこと、身の危険を感じたら安全な身近な場所への早期避難を合わせて市民の方に周知を徹底していきたいと考えておるわけでございます。先般9月の災害を教訓にして取り組みをしておるところでございます。

次に、美土里町横田地区の飲料水供給の今後の方針についてということでございます。横田地区の簡易水道計画につきましては、計画給水人口概ね1千人、1日目標最取水量概ね400トンの計画で、平成元年頃より旧美土里町におきまして水源調査等を実施をされております。しかし、現在に至るまで主要な水源の確保ができていないのが実態でございます。美土里町時代にも随分ため池の水を確保しながら、そこから水源をとっていかうとか、あるいはいろいろボーリングもされたようでございますが、なかなか目標の水源が見つからないというのが、現在までの実態でございます。合併後におきましても、当地区においてボーリング等により水源調査をいたしました、いずれも計画に必要な取水量に至りません。平成17年度におきましては、特に水環境が厳しい給水区域の調査や、区域及び事業規模等の見直しなどを支所とともに検討するとともに、さらにこれまで調査したところの水源について、水質や水量の調査を行いました、水量が幾分認められても水質がクリアできないと、こういうような状況があるわけでございます。このような状況の中で、本年度においても再度水源確保のための調査を行うこととしておりますが、これにおいても水源の確保が難しい場合は計画の見直しをせざるを得ないのではないかと、このように考えております。特に一番水の少ない県道周辺が、現在も困っておると、こういうような状況で、横田地区でも山寄せとか、本村川の向こうとか、そういうところはなんとか水が確保できると、いうことでございますので、計画全体を見直して、本当に困っておられるところの県道筋をどのようにするかということを考えて方が、手っ取り早いのではないかと、このようにも今考えておるところでございます。早急にそこらの見直しもやる必要があろうと。今まではなんとか水源を確保して、計画の千人の簡易水道を計画したわけでございますが、水が出たと思ったら、水質が悪いとか、水が出ないとか、こういういろいろなことを今まで繰り返しておるわけでございますので、もとに置かずに検討していきたいと、このように考えております。

○松浦議長

引き続き答弁を求めます。

総務部長 新川文雄君。

○新川総務部長

普通財産の管理と運用のご質問でございます。

ご指摘いただきますように、平成17年度におきまして旧6町の財産の調査を実施させていただいたところでございます。中でも旧町の台帳、登記簿等によりまして所有権を確認しながら、この財産台帳というものを整理いたしたところでございます。土地につきましては、行政財産、また普通財産でございますが、本来財産台帳に登録していなければならない記載漏れ、また財産台帳から抹消されていなくてはならない削除の面積、そういうものを総合的に調整をさせていただいたところでございます。先ほどご指摘いただきます、減少等の面積につきましては、そうした旧台帳等の削除台帳整備がなされなかったものが主な要因であると思っております。

次に、この財産の不用な普通財産としての売払い可能な面、財産といえますでしょうか、このことにつきましては、各支所と連携を取らせていただきまして、売払いが可能と思われる財産を抽出をさせていただきました。普通財産といたしまして、全体で3.7ヘクタールの面積を確認いたしたところでございます。この財産の売払いの決定等につきましては、内部的な組織ではございますが、売払い財産の選定委員会というのを設置をさせていただきまして、処分の方法というものを検討させていただきたい。現在広島市と、国におきましては国有財産を処分しとりますので、そうした事例も参考にさせていただいて、売払いに向けての検討をさせていただきたいというように思っております。

以上でございます。

○松浦議長

塚本議員、答弁漏れはありますか。

○塚本議員

はい、ありません。

○松浦議長

以上で答弁を終わります。

再質問ありますか。

○塚本議員

はい。

○松浦議長

再質問があるようですから、発言を許します。

7番 塚本近君。

○塚本議員

今お聞きしますと、財産の処分については3.7ヘクタールの売り払いを検討するというところでございますが、ある程度そういう財産収入を得るための施策が行われていると、いうふうに理解をさせていただきます。

しかし、環境面で見ますと安芸高田市は現在、環境美化条例というものを定めております。この環境美化条例の推進を図っていく中で、現在住宅ではありますけれども、政策住宅となっている住宅が52戸あるわけでございます。これがそれぞれの地域の中心部に位置し、地域の美化を非常に損なっているのではないかと思います。これでは美しいまちづくりの推進で、感動を与えるまちづくりのために学校や地域、住民に呼びかけて行っているフラワー道路の事業など、市民の多

くの皆さんへの理解が得られないのではないかというふうに思うわけですが、その点について今後の利活用を再度、伺ってみたいと思います。

そして災害の援護物資の件でございますけれども、ここに1通のチラシと言いますか、これは行政嘱託員さんを通じて、配られた広報であります。この広報の中に、災害に遭われた方々に災害援護物資を配布というタイトルで、このたび、安芸高田市に多くの被害をもたらせた台風13号により、被災された皆さんに謹んでお見舞いを申し上げます。この災害で母屋の全壊、半壊、床上浸水の被害者に対し、災害援護物資をお届けしましたという、これは広報が出ております。この広報を見られた被災者の方の中に、こういうものはもらってないよというような言葉を聞かせていただきました。この広報は社協から出た広報ではないかと思いますが、この広報の中には、行政が携わるその課と言いますか、例えば地域福祉課とか、安芸高田市とかという言葉が随分入っているわけなんですよね。ということは、これはすべて行政の方からそういうものが送られたんだ、という誤解をされとる方がたくさんいらっしゃるんだと思います。ですから今回私が質問をしましたのは、そういう災害に遭われた被災者の確認とか、またどういうルートでこういうものが送られているのか。そういうところをやっばり市民の皆さんにはっきりと周知し、わかっていたかなくてはならないのではないかなというふうに思うところでございます。

また、水道に関しましては、事業の見直しを行って横田地区の最も困っておられる県道地域に対して、そういう施策をやっていくということでございますので、今後ぜひともその方向で計画を進めてもらいたいという思いでおります。

以上2点について再質問をさせていただきます。

○松浦議長

ただいまの質問に対し答弁を求めます。

建設部長 金岡英雄君。

○金岡建設部長

ただいまの質問の中で、いわゆる公営住宅の政策空き家についての考え等ございましたので、私の方からお答えをさせていただきたいと思っております。

ご質問ございましたように、公営住宅の中で政策空き家、いわゆる市の方の考えで空き家になっているのが52戸ございます。そのうち建て替え、老朽化に伴いまして、これは住宅として、廃止をしなければならないというような住宅が47戸でございます。その差の5戸はいわゆるそういう建て替えをやったときに、入っていただくためにストックとして5戸っておりますが、現状では今2戸は募集を行っておりますので、3戸という状況でございます。これらにつきましては、全部で280余りの管理戸数がございますが、古いものでは昭和29年代から建設されたものがございまして、これらについてもまだ入居の方がおられるところもかなりございます。そういう中で、今後の方

針としましては、住宅の考えとしては、やはり極力こういう住宅については早めに建て替え等を行いたいというのが本来の考えでございますが、やはり住宅建築となりますと、相当の費用、またそこらのいろいろな整理がいるということで、そこらについては、今後国の公金制度等をにらみながら、ある程度有利な方法があれば、そういうものに取り組みたいということで、今研究をしている状況でございます。

また既に用途廃止をしたような住宅につきましては、今後若者定住を核とした考えの中で、それらの土地の有効利用を図っていききたいということでございます。

以上でございます。

○松浦議長 引き続き答弁を求めます。

総務部長 新川文雄君。

○新川総務部長 災害時における援護物資の今回の配送という状況でございます。

市の方として、そうした物資を供給する計画等につきましては、先ほど市長の方からのご答弁をさせていただきますように、避難勧告、そういう基準の中で実施させていただきとるところでございます。ただご指摘いただいております、広報等の関係でございますが、社協事業の中で、日赤の方からそうした援護物資の方の支給があったのではなかろうかと思っております。ただ、そうした基準というものの数字の実態の把握と、本部の方でその数量というものを、ある程度総合的に取りまとめておりますけども、その整合等の関係で多少そういう行き届かないところも出たのかなという思いがしております。今後のこうした連携等につきましては、十分深く取らせていただく必要があるのではなかろうかと思っております。全家庭にということとは、なかなかできない状況でありますので、その配布のある程度の判断的な形が出とったのではなかろうかと思っております。今回十分連携を取らせていただきたいと思います。

よろしく願いいたします。

○松浦議長 以上で答弁を終わります。

再々質問ありますか。

〔再々質問なし〕

○松浦議長 以上で塚本近君の質問を終わります。

この際、11時まで休憩をいたします。

~~~~~○~~~~~

午前 10時45分 休憩

午前 11時00分 再開

~~~~~○~~~~~

○松浦議長 それでは、休憩前に引き続き会議を再開いたします。

続いて通告がありますので、発言を許します。

10番 熊高昌三君。

○熊高議員 議長。

○松 浦 議 長

はい。

○熊 高 議 員

あきの会の熊高昌三です。通告によりまして3点の質問をさせていただきます。

3点についてもそれぞれ同僚議員の皆さんが質問をされましたので、ほとんど出しがらになるか、あるいは濃い部分になるか、どちらになるかわかりませんが、市長に、あるいは教育長にお聞きしたいと思います。

まず1点目の組織強化と市長のリーダーシップの発揮についてということですが、これも行革あたりとの関係でいろいろ昨日から議論されておりますけれども、既に児玉市政も3年目の終盤を迎えたということで、既に4年目の予算編成にかかっているというふうな状況であります。これまでの政策評価をどうとらまえておられるか、またそれに基づいて今後どういった方針を持って政策実現されていくのか、そういったところを、特に組織再編を検討されているということで、この9月の議会でもそういった質問をさせていただき、私の方はフラット化した組織体制がいいのではないかとということをご提案させていただいております。市長はその辺をどのように考えておられるのか、お伺いしたいと思います。また、その3年間児玉市長としてリーダーシップを取られてきたわけですが、真にリーダーシップを取ってきたという意識があるのか、あるいは児玉市長、温厚な方ですので、それなりのペースで自分なりのペースでやってきたことがリーダーシップだというふうにとらまえておられるのか、その辺について市長のお気持ちも少しお聞きしたいと思います。

2点目については、子どもたちのいじめ問題についてということですが、これも昨日同僚議員の方からいろいろ現状についての質問の中でお答えをいただき、今日の新聞にもそのことも出ておりましたが、新聞に出たということも非常にどういうふうな状況になるのかなという思いをして、今朝も見ておりましたが、新聞報道マスコミ関係、すべてに関して子どものいじめ問題、自殺の問題については、連鎖反応的なものがあると、非常にそれぞれマスコミ事態もいろんな観点から考えを持っておるということも先般の新聞にも出ておりましたが、そういった観点からしてもこの問題の奥深さというか、そういったものを感じるわけですが、現状については昨日お聞きしましたので、逆にそういったマスコミ対応も含めて学校の管理者、あるいは教師の皆さん、あるいは保護者の皆さん、地域の皆さん、そういった方々に、どのように対応を、具体的にしていっているのか。そういったことについて、もう少し具体的にお聞きしたいと思います。それには今日の新聞にも出ておりましたが、いじめの実態の中身というのが本当はどんなものなのか、それに対してどういうふう具体的に対応していかれているのかということも、合わせてお聞きしたいと思います。また、これは教育委員会だけの取り組みの問題でないと思いますので、

市長部局としての取り組み、連携というものがあろうと思いますので、その辺についての、市長部局としてのお考えも少しお聞きしたいと思えます。ここには書いてありませんが、いろいろ昨日聞いた中で、教育長に1点確認しておきたいと思えますが、こういったことに関連して、今の教育現場、学校現場に何が欠けているのかということが、私は何か欠けているものがあると思うんですね。その辺について、もしご認識があれば、1点お聞きしたいと思えます。

3点目の防災センターを各地域に設置すべきではないかということでお聞きしております。これについても昨日からいろいろと災害の実際の状況の対応について議論もされておりますので、そこらについては一応状況というので書いてありますけど、既に議論されておるということですので、端的に申しますと予防体制も含めて防災センター的なものが必要じゃないかという観点で、お聞きをしております。特に地域との連携ということで、そういった防災センター的なものが各地域、旧の小学校単位とか、振興会単位とか、そういった単位で設置すべきじゃないかなという気がしております。それには2つくらいの目的があろうかと思えますが、これは昨日もありましたように、防災意識がまだまだ低いというような状況があるんじゃないかということも、昨日同僚議員言っておられました、そういった部分を、こういった防災センター的なものを設置し、そこで地域の皆さんと消防団、あるいは行政も含めて、大きな防災訓練というのはされておりますけども、地域ごとの防災訓練というのは昨日もありました、坂の方の自治振興会がやっておられるのを除いて、まだまだ充実してないということですから、その辺の防災訓練あたりのひとつのきっかけにもなる拠点づくりというんですかね、そういったものが必要じゃないかなという観点で、そういったものも必要じゃないかと。それには当然ここにも書いてありますように、先ほど塚本議員の質問にも市長答えておられたような食料、あるいは支援物資、災害の対応する資材、そういったものを備蓄しておく、そういうセンター的な機能も必要ではないかなという気がしております。140ミリとか80ミリとかそういった集中豪雨が最近見られるということになると、いつどこでそういうのがあって、その地域が孤立するかというような状況が、いつ出てくるかというのもわかりません。そういった時にはきめ細かい防災センターとか備蓄基地がそれぞれの地域にあるということが、私は市民に対して安心感を与えるんじゃないかなという観点から、そういったものが設置が必要じゃないかなということでお聞きしておりますので、その辺についてのお考えをお伺いしたいということでもあります。

以上3点についてお伺いしますんで、よろしくお願ひします。

○松浦議長

ただいまの質問に対し、答弁を求めます。

市長 児玉更太郎君。

○児玉市長

熊高議員さんの組織強化と市長のリーダーシップについて、こうい

うお尋ねでございます。

まず、これまでの政策評価と政策実現のための組織再編というお尋ねでございます。

本市は平成16年3月、ご存じのように新市が3月の1日に発足をして以来、合併・市制移行に伴う大きな混乱もなく、皆様方のご協力をいただきながら比較的大きな課題もなく、円滑なうちに今日を迎えたと、このように考えております。合併協議の中で確認されております重点事業等につきましても、現在まで比較的順調に進捗をしておると考えております。このことは、皆様方のご理解とご支援のたまものと厚くお礼を申し上げるわけでございます。なお、安芸高田市の3年間は、これまで経験したことの無い規模の行政組織の運営の中で、組織内への情報の浸透や迅速で的確な行政サービスの提供など、今後、改善すべき課題も明らかになってまいりました。このようなことから、職員数の減少に対応できる効率的な組織、縦割り行政の枠を超えた柔軟な機動的な組織の構築、地方分権の推進に対応できる専門性の高い組織、行政目標を共通認識し、整合性のある簡素な組織ということを検討しながら、現在、行政組織・機構の見直し作業も実施しておるところでございます。来年の秋には第2庁舎も完成いたします。行政機能の集中により、市民の皆様への利便性の向上が見込まれます。このことと併せて、行政組織・機構の再編によって、行政効率を一層向上させたいというように考えております。市民の皆様にご信頼をいただけるような簡素で効果的な市政の構築ということを目指してやってきたわけでございますが、特に合併建設計画の重点事項でございました、3つの課題があるわけでございますが、向原町に特別養護老人ホームの建設、第2庁舎の建設、火葬場の建設等、この3つがハードの面の合併建設計画の大きな柱であったわけでございます。ここらの問題についても、ほぼ見通し、現在協議をしておるところもあるわけでございますが、かなり前に進みつつあると、このように考えておりますし、合併してすぐに出てまいりました、地域の農畜産物を加工して売っていこうという株式会社アグリフーズにつきましても、農林省の2分の1の補助金をもらって、既に八千代町で稼働しておると、このような状況でございまして、大きな課題というのは大体見通しが立ちつつあると私は考えております。いずれにしても旧町それぞれ6つの町がそれぞれやっておられたやり方があるわけございまして、統合してまとめていくというのはなかなか時間のかかる問題でありまして、ご指摘のようにまだ十分機能してないところもあるわけでございますが、できるだけ早く、合併の効果が表れるように努力をしてみたいと、このように考えております。

いじめの問題については、教育長の答弁を先にしていきたいと考えております。

防災センターを各地域に設置ということでございます。近年ご存じ

のような局地的な集中豪雨が全国各地で発生をしております。気象の専門家に言わせると、温帯気象が既に地球の温暖化によって熱帯になりつつあると、こういうような流れの中で、いつ今までにない大雨が降るかわからないというのが常識になりつつあるということでございます。このような状況の中で今回、当市でも41年災害を上回るような集中豪雨に見舞われました。昨日も話しましたように、三次の国土交通省の言われるのには300年に1回の雨であると、こういうようなお話しでございますが、まさしくそのような雨がいつどこで降るかわからないような気象の変化を来たしておるわけでございます。今回の災害現場の状況とか、現場対応を含めて、短時間の中で災害対応をしなくてはならないと、こういう状況が起こってくるわけでございます。現在、水防林野火災関係の資材倉庫が旧町単位6カ所にあります。また、水防倉庫として消防団の格納庫の敷地内等に4カ所資材が保管をしております。今回の災害で多くの資材を使用し、先般補充したところでございます。今回の災害について、各部、各支所、消防本部との対応状況の調整会議を開催し、問題点の集約を行いました。ご指摘の防災資材等保管場所等についても協議したところでございます。基本的には現在の旧町単位をメインに考え、現在の施設等を利用していきますが、ある程度地域性も考慮しながら遠隔地の地域につきましては、この資材倉庫等も分散していく必要もあろうと、このように考えて、関係機関と今協議をしておるところでございます。

○松浦議長  
○佐藤教育長

次に教育長 佐藤勝君、答弁を求めます。

それでは、先ほどのご質問にお答えをさせていただきたいと思えます。

まず、市内のいじめの実態どんなことがあるんかと、昨日は件数についてのご報告をさせていただきました。内容について、把握しております概要について報告をしたいと思います。

まず小学校でございますが、小学校の子どもについて言いましたら無視されるとか、あるいはにらまれたというようなこととか、タッチゲームというのがありまして、触った者が伝染をしていくとか、そんなようないじめの実態、あるいはたたかれた、あるいは暴力を振るわれた、逃げられた、落書きをされた、物を隠されたというようなことがあると把握をしております。

中学校の方でありますけども、きつい言葉で話をされた、気持ちが悪いと言われたことがある、遊び半分で暴言や暴力を振るわれた、すれ違い際に笑われたり、かばんに物を入れられたり、シューズに水を入れられた、手をつながなかった、トイレに一緒に入らない、そういうような避けることがあるという具体的な事例が出ております。これらすべてひとりの子どもに集中するということではございませんけども、事例によっては違う状況があるわけです。それで私が昨日話をさせていただきましたように、記憶するところはあるかもわかりません



けども、今の学校現場で不足しておるものという点で、3点ほど特に学校に指導しておるわけですが、まず第1番は、教職員の人材育成に努めるということですが、いじめは人間として絶対許されないという強い認識を持って指導して、いじめられている子どもの悩みを親身になって受け止めて、守りきれぬ指導力を持った教職員を育成できるような研修等の充実を図ってまいりたいと考えております。具体的に申しますと、一般的なことを話をしましても、なかなかそのことは身につかないということがございますから、事例的な研究を通して自分と技術を磨いていく、あるいは専門性を発揮させるようにするということが必要であると思っております。先般行いました市内の生徒指導主事の研修会においては、市内の学校の先生が自分が今までに対応してきたことをもとにしながら、生徒指導主事、小学校、中学校各1名おりますけれども、それの方へ向けての話をしている、参加者の方は具体的な事例でございますので、非常にわかりやすかったというように私は受け止めております。

2点目は、いじめを許さない土壌づくりに努めるということであり、いじめを早期に発見し、一つひとつの事例に的確に対応していくことはもちろんでございますが、日常的に、一人ひとりの人権を大切に、自他の命を大切に、お互いを思いやり、人の痛みが分かる豊かな心を育てる教育活動を学校全体において進めていく必要があると考えております。特に子どもは、集団活動とか、宿泊体験活動とか、勤労体験活動とか、そういうものを通して、自分は一人で生きているんじゃないんだと、多くの人に支えられて生きているんだと、いうことを身をもって体験させるということが必要だろうと思っております。市内の学校の現状で申し上げますと、今県でも体験教育というのを言っておりますが、職場体験学習を中学校、どこの学校もやっております。一週間の間に5日間ぶっ続けで職場体験学習やっとなる学校が4校、そして4日間の職場体験学習をやっておるところが1校、3日間が1校というようにすべての学校におきまして、職場における体験学習をしながら、勤労に対する労働感とか、あるいは人生観とかいうものを持てるようにしておるところでございます。

3点目は、いじめの問題を学校、家庭、地域が連携して取り組むこととあります。背景は広く深いものがございます。新聞等でも指摘されておりますように、親が社会のルールを教えていないという家庭の問題であるとか、時代の風潮などがそれであり、したがって、学校のみで解決するということは、困難な状況にあります。これまで教育委員会では、学校・保護者・地域が協力して子育てにあたるという意味において、協力の協に育てるとのこと、「協育」をいじめ問題においても同様にしっかり推し進めてまいりたいと、このように思っておりますし、学校がすべての子どもにとって、安全で安心で楽しい場所となるように、努力を続けてまいりたいとこのように思っております。

ます。今朝テレビを見ておられますと、いじめに関する世論調査の中で、何が一番必要かというアンケート調査をしておりました。それを見て、メモしたわけですが、一番大切なのは保護者が子どもと向きあうということが一番大切なんじゃないかというのが69%の率でございました。2番目がいじめをした子どもには別室で勉強させるとか、奉仕活動をさせたらどうかというのがございました。これが33%というような結果になっておりますが、そのことは別問題にいたしまして、家庭の深い愛情や、精神的な支え、信頼感に基づく厳しさ、親子の会話や触れあいの中で子どもの健やかな成長を見守っていき、育ていきたいと思っておりますので、今後ともPTAとか、あるいは関係部局に連携して、家庭教育の充実に努めてまいりたいと、このように思っております。

次に、市長部局との連携についてでございますが、現在、福祉保健部とは、子育てということで、関係が深くございますので、定期的あるいは必要に応じて、ケース会議、児童福祉実務者連絡会議等を行ったり、安全推進室と連携をとっております。今後とも学校、家庭、地域がいじめの解決に向けて、それぞれの立場からその職責が果たせるよう、教育委員会としても関係機関、部局との協力を得て努力を続けてまいりたいと思っております。

以上です。

○松浦議長

続いて、子どもたちのいじめの問題について市長の答弁を求めます。  
市長 児玉更太郎君。

○児玉市長

いじめの問題につきましては、ご指摘のとおり、大きな社会問題となっておりますのでございます。いじめは、その原因が科学的に解明されておりませんが、世論調査等を見ますと、おおむね共通しているのは、個人の痛み、他人の痛みを思いやる心に欠けるなど、社会的なモラルの低下、また、家庭での教育不足と考えられる人が多いということでございます。私自身もそのように考えます。

また、いじめをなくすために、家庭での会話を増やす、地域で子どもを育てる環境をつくるなどを挙げた人が、いずれも5割を超えておるということでございます。このような調査結果を見ますと、いじめ問題は、必ずしも学校現場だけの問題ではなく、子どもを育てる環境にも、その原因があるものと考えられるのではないかと思います。市長部局といたしましては、昨年、安全推進室を設置いたしまして、広い意味での子どもの安全な環境をつくるよう努めてまいっております。特に、地域振興会の協力をいただいた上での、地域住民による自主的な子どもの見守り活動は、子どもの安全環境に大きく貢献したものと考えております。これらの活動は、本来子どもの犯罪被害防止を目的として行ってきたとでございますが、先ほど申しましたように、家庭や地域にもいじめ問題の原因が含まれると考えられる以上、子どもが見守られていると感じられるこれらの活動は、いじめ問

題に対しても、少なからず効果があったのではないかというように考えております。今後は、子どもの犯罪防止のみを目的とするのではなく、いじめ問題の未然防止のための子どもの健全育成をも目的として、各地域と連携し、子どもの安全環境の構築を進めてまいりたいと考えます。

また、いじめ問題の原因の一つとして、先ほどモラルの低下を挙げられておりますが、これはつまり、子どもが他人の痛みを思いやる気持ちが薄いということではないかと思えます。これにつきましては、人権推進課において、少年健全育成、また、人権学習の一環として、思いやりの気持ちとともに、命を大切にするという運動を、従来から続けてまいっております。特に最近、私も会議に出させていただいたわけですが、八千代町の心耕祭、高宮の人権評語の表彰式、また、子どもの意見発表、向原町でもこの運動を先般されておられます。また、先週吉田町の子どもの意見発表等も地域の皆さんのご努力によって行われております。そういうような幅広い地域の活動が、子どもの健全育成、いじめ防止ということにつながってくるのではなからうかと、このように考えておまして、市長部局といたしましても、福祉保健部、各課、また安全推進室、人権推進課など、協力しながら、教育委員会と連絡をとって、努力をしてまいりたいとこのように考えております。

○松 浦 議 長

以上で答弁を終わります。

再質問ありますか。

○熊 高 議 員

議長。

○松 浦 議 長

はい。再質問があるようですから発言を許します。

10番 熊高昌三君。

○熊 高 議 員

それぞれご答弁いただきましたが、総じて1回目の質問でありますので、抽象的なお答えが多かったのかなということで、もう少し深入ってお聞きしたいというふうに思いますが、まず第1点の組織改革と市長のリーダーシップというようなことですが、市長にご答弁いただいたように、ある程度目に見える大きなハード事業ですかね、そういったものは順調にきておるといような、ご答弁をあらゆる場面でされておりますが、市民が一番聞きたいのは、先ほどもいろいろありましたが、行革であるとか、福祉の問題であるとか、そういった市民の生活に密着した部分ですね。市が本当に市民に対して誠意を持って行政をやっておるんかというところを、不信感を持って見ておるといのが実態じゃないかという思いがするんですね。ですから、そういった面に対しての市長の見方はどうなのか、というところを我々は一番聞きたいところであると思えます。

そのためには市長は、よく議会の知恵を借りながらということをよく言われますが、我々が知恵を出すためには、やはり行政が何を考えておるのかというところをしっかりと、いわゆる情報公開をしていただ

いて、政策の初期段階からこういった方向で我々は考えておるんだというように、政策論議ができるような情報公開をまずしてもらいたいかなど。それは我々議会に対してもであります、市民に対してもまちづくり委員会等ですね、そういった委員、組織が安芸高田市にあるわけですから、そういったところがやってはきておりますが、もう少し足りないというのが実態じゃないかなという気がしますんで、その辺に対しての市長のリーダーシップが、もう少し足りないんじゃないかなというように、私は感覚を持つとるんですね。市長の感覚として、ちょうどこないだ児玉県議を励ます会で国会議員の皆さん、あるいは他の県議の皆さんも来られておる中で、市長ご挨拶されましたが、大きな国・県とのパイプ、そういったものを大事にするんだという、そういったものが市長自身の大きな仕事であるというように発言もされたと思いますが、ああいった場ですからいろいろ立場上言われることはわかるわけですが、あとの市民に密着した部分は副市長以下、行政マンが議会と協議してやれば良いというふうな言われ方をしたように私は感じとったんですね。だからそうじゃないんじゃないかなど。市民が一番望んでいる部分は、市民の毎日の生活がどうかというところを、市長自らのリーダーシップを取っていただいて、改革をすべきところはしてもらい。あるいはしっかり市民を支えるところは支える。そういった方向を出すためのリーダーシップを取っていただきたいということではないかという気がしますので、その辺についてのもう少し市長のお考えというのをお聞きしたいというふうに思います。

2点目のいじめの関係ですが、教育長の方、最後の部分の足りない部分はどうかというようにお答えをいただきましたが、3点、人材育成とか、そういったものを中心に教員の資質向上ということ。これも本当に大事だというように思います。あるいはその環境づくりというんですかね、そういったものも当然大事だと思いますし、3点目は学校、家庭、地域の連携ということです。これも本当に大事だと思いますが、一番大事な欠けとる部分ということの認識は、教育長と私は違うんかもわかりませんが、いろいろ現場を見ておると、学校現場で足りないものは教員の余裕じゃないかと思います。余裕というのは、要は子どもをしっかり見るだけの余裕が今の教員にはあるんかなど、いうふうな気がするんですね。例えば夕方職員会議が当然あるでしょうが、子どもの実態を共有するような、職員会議になっとるんかどうかというようにことですね。いろんな書類をつくったり、先ほど言われたように研究会の発表のこととかですね、そういったことに追われて、本当に子どもをみるべき時間を割いても、そういったことをしとるんじゃないかというのが、私は一番欠けとるんじゃないかなという気がするんです。

例えて言うと、廿日市の方の人だったですかね、言っておりました

けれども、研究発表、先般もいろいろやられて私はたまたま余り見る機会がなかったんですが、以前も見させていただきましたが、非常にいい研究発表などされるんですね。資料も本当に分厚いものを出されて、ここまで必要なかというようなものを出されておりますが、聞きますと県教委あたりは、厚さを競うことはやめようということを指示されとるんですね。けれども安芸高田市はいまだに資料の厚さを競うようなことをやっておるんじゃないかということですね。それはもう莫大な労力があるわけですね、資料をつくるだけでも。細かく言えば紙も無駄です。だからそういったことをする時間よりも、もっと子どもにかかわるような時間を大切にするといい、そういった余裕をつくってあげるのが教育委員会の仕事じゃないかなというふうな気がするわけですね。ある意味、行革、行革と言っていますけれども、一番行革が必要なのは教育委員会でないかなという気もする部分があるわけですね。そういった改革という部分を教育長はどのように考えておられるのか。そういったところが自らの組織にできないと、子どもたちのいじめに対応するような本当に組織、あるいは教員集団にならないんじゃないかなという気がしますんで、教員の評価もいろんな見方があるんでしょうけど、上司にきちっとへつらうようなのがいい教師だとかいうような評価につながるようなことをするというようなことも、あるんじゃないかなというように聞きます。例えばお茶の出し方でも、ひざをつけて出すお茶の出し方がいい教員で、立って出すのはいい教員じゃないとかね。そういった本当に本末転倒というような評価をしながら、教員の本当の力を奪っておるような、そういった実態があるように、いろんな場面で見えるわけです。そこら辺について教育長はどのように考えておられるかお聞きしたいと思います。

3点目の防災センターですが、これは今から取り組むというお考えを言っていたんですが、やはりこれは置いておくべきことじゃないと思うんですね。ですから、今から19年度からの予算を立てていられる中で、本当に向原の中でやられておる事例があるのをどうやって生かしたかという具体的な取り組みを、すぐさますべきじゃないかという思いがするんですね。だから4カ所くらい拠点をつくって備蓄をしておるといいますが、少なくとも地形的に見て、ここここは必要なんだということを含めて、まず計画をつくってそれをやるんだというような、実行するというような取り組みを19年度からすぐするような予算付を、私はする必要があるんじゃないかなという思いがするんですね。例えば防災マップなんかも含めて、そういう防災センターがどこにあるかということ、以前から防災マップについてはいろいろ話をされていますが、まだ具体的な取り組みというのが見えてきていないというのが実態だと思うんですね。だからそういうことも含めて、やはり早急な取り組みをされるお考えがあるのかなのか、具体的にお答えいただきたいと思います。

○松 浦 議 長

ただいまの再質問に対し、答弁を求めます。

まず市長 児玉更太郎君。

○児 玉 市 長

合併3年目に入るわけでございまして、もう少し徹底した情報公開、あるいはソフトの面の充実を図って、市長みずから先頭に立ってやるという意志がないかと、こういうことでございますが、私は、就任以来そういう点については、ハードの面については先ほど申し上げましたように、議会の協力、議会の委員会等も開いていただきながら、かなり前に向いていったというように考えておりますが、その他の大きな課題については、議会で特別委員会をつくって、議会の特別委員会といろいろ協議を重ねて、方向性を出してきたと、このように思うわけでございます。いずれにしても将来は、ハードは現在計画しておりますハード事業、特に箱モノを中心にございますが、これはもう今後はこれほどの箱モノはもうつくことはできないと思えますし、つくったら財政が行き詰まると、このように私は考えておりまして、箱モノのハードは、かなり私は計画どおりいきつつあると考えています。しかし、ハードができてもしっかりソフトがうまくいかない、本来のまちづくりにならないというのはたびたび申し上げておるとおりでございます。そういう意味では、地域振興会の中のまちづくり委員会というのをつくっております。これはよその合併市には取り組んでおるところもありますが、ここまではいっていないのではなかろうかと、32の振興会の代表でまちづくり委員会をつくって、定例的に年に5回の会議を開いて、情報交換等もさせてもらっておりますので、そういう点では、市民の代表との情報公開はかなりできておるのではなかろうかと、このように思うわけでございます。そうは言いながら、この辻説法で皆さんに本当に理解してもらおうというのは、大変難しいことでございますし、時間的にも制約を受けるわけでありまして。したがって、やっぱりこれはある程度組織を持って情報公開をしないと難しい。私は、できるだけ市内の行事には出席をさせてもらうように、ほとんど土日の行事にはつかえない以上はどっかに出させてもらって、一日2つ3つの行事もかけ持ちであることもありますが、出させてもらっています。そういう時に今市はこのようになっております。こういうことを考えております。将来的にはこうやります。そこらをお話しをしながら市民に今からの市のありようを私は説明をさせてもらってるところでございます。で、市長は同じことを再々言うじゃないかという話をよく聞きます。一部から。しかし私は、同じことを何遍言っても徹底せんというのが、私の考えであります。私の経験から言いますと、高宮町時代に町の庁舎をつくった。庁舎の形ができよる、それを見て、寺のご院家さんがこれは何ができよるんでしょうかと言われて、これに私は、ショックを受けました。いくら言うて歩いて、本当に末端まで出て、寺のご院家さんほど情報を持っておる人はおらんのに、それでもそういうことを言うんだから、ですから、もうどこ

へ行っても同じことを言うてもなおも徹底せんというのが、私のこれは身についた体験でございますので、そういう点では、できるだけ機会を見て、土日でも歩いてちょっと場は違ったところでも、市のあり方を情報公開ということでお話しをしておる。これが私の今の姿勢でございます。そういう意味で、今後とも大事な問題については、やはり議会の委員会をつくりながら、そのお話しを続けて、またできるだけ機会をみて、私は、市民の皆さんと辻説法をやっていきたいと思えます。

○松 浦 議 長

どうぞ、続けて。

○児 玉 市 長

次の回答をさせていただきます。

防災センターの問題でございます。

今9月の災害の体験から、もう早急にこのセンター的な備蓄の場所を、協議をしておるところでございますが、特に各支所は中心にやらないけんのです。それ以外にも非常に遠いところで、災害の時には、孤立するという地域もあるわけございまして、そこからも備蓄の方法も状況によっては考えていく必要があると、このように考えています。

○松 浦 議 長

引き続き答弁を求めます。

教育長 佐藤勝君。

○佐藤教育長

先ほどのいじめ問題に関わります、教育の改革のことについてのお答えをさせていただきたいと思えます。

まず、ご承知のように広島県においては、平成10年に小中学校の子どもたちの学力が足りないのではないかと、いうことがありまして、義務教育改革ということに取り組んでまいりました。その一番の発端は、小学校に対する県民の信頼度は、どの程度あるかというたら、22%くらいしかなかったんです。中学校に至りましては、12.数%で非常に低い状況でございました。その中でも一番言われたのは、子どもたちに基礎的な学力をつけてほしいということ、非常に言われました。それからもう一つは、学校の中心は校長なんだと。校長を中心にしなごら、学校づくりを進めてもらいたいということ。もう一つは、家庭や地域と連携をしながら、子どもたちの心を育ててもらいたいということの要望が出てまいりました。そこで、それを解決するためにどのような取り組みをするかということで、義務教育改革プランというのができまして、安芸高田市におきまして、我が町の教育プランというものをつくっていただきました。これは義務教育に対しましては、ほとんど県の方から、補助というのではないわけですが、そういう資料をつくっていただければ、3分の1は補助しますよという補助制度をやりながらやったわけです。

ひとつの例を取り上げますと、美土里町の学校統合がございましたけれども、そのプランは、美土里教育21というものを、美土里町の方で補助金を取られていまして、作成をして、それに基づいて学校教

育を進めると。それが結果的には、美土里町の将来のことにたって教育を進めるということで、学校統合ということにも結びついてきておるんじゃないかと、私は思っております。それくらい県内多くのところで、大きな改革の渦がございました。また同時に、文部省の是正指導ということが入りまして、法令に基づいて、学校というものは教育をなさいと、いわゆる学習指導要領に基づいてこれをバイブルにしながら、教育を進めなさいということ。あるいは職員の勤務時間、態度の問題等々、国旗国歌も含めまして、たくさんの課題、13項目にわたる指摘がされたわけです。その時にやりましたのは実態がわからない。あるいは実態がいろいろと隠れたものが出されるということで、授業時間数等適切になされとるかどうかということで、さまざまな調査をやってまいりました。その調査がかなり多くなものであったために、学校の方では調査に振り回されとるという事態がございました。今はその調査については、全県市町に調査をするのではなく、抽出的な調査をしながら全県の把握をするという動きになつてますよ。今学校で忙しいのは、そういう調査もございしますが、もう一つは研究物をつくるために忙しいという声もきます。この研究物をつくるために忙しいということにつきましては、私も去年どうしようかというふうに考えたのです。今の段階で資料を薄くしなさい、そして研究資料をつくるのが目的じゃないですよということを言おうか、ここまで出たんですが、いや待てよと。一步、今年の年度初めに考えたのは、今まで高田郡内の時代から、安芸高田市になるようになりまして、学校でいろんな取り組みをしとるけれども、それを文章としてきちっとまとめるという力がついてなかったんですよ。それで、これはもう1年ほど頑張ろうということで、その資料をつくることについては、あまり言及いたしませんでした。しかし、この問題もありますやら、いろんな学校には課題がございました。その中で来年度につきましては、資料についてはとにかく学校で、自分の学校は何をやることを目標としとるんか、それから授業のプラン、学習指導案と言いますけれども、そのプランをきちっとつくって、子どもに力が続くようにもう少しやってもらいたいというように、いこうというように腹を決めておるところでございます。今日初めてそのことを言うわけですが、そういうふうな思いを持っております。

もう一つ学校が忙しいのは、子どもが昔のような子どもの状況になっていないということがあるんです。これは品川区の小中一貫校のところの取り組みであります。そこは市民課というのをつくって、家庭教育も含めて、学校ですべての教育をしていかにやいけんのんじゃないかというような動きまでありますし、この日経新聞の10月の6日付には、モラル消えた学校と。しつけ役教師も背負うという要項がありますけど、市内の学校におきましても、時々聞きますのに、例えば服の汚れが目立つ子どもがいるので、その服の汚れがないようにし



て学校へ来られたらどうですかという話をしましたら、猫がたくさんいるから仕方がないというような言い方で返ってくるのかですね、まだ具体的なことを言いますと、これはいつ聞いた分か頭に日にちが残っておりませんが、学校に遅れて来られるので、時間に間に合うように学校へ登校させてくださいと、このように保護者の方をお願いした場合には、夕べ遅くまで起きとったけえ仕方がないと、あがに毎日学校へ行かにゃいけんのんかというような……。

○松浦議長

教育長。

答弁を簡潔にお願いします。

○佐藤教育長

はい。

話もあるということで、かなり保護者との連携等で時間を取っておるということもあります。ただ、私が話をしたいのは、教員として大切なことは、原点回帰ということを中心とする教育の方針としております。授業ができるということを中心としながら、基礎基本を学校の中で育てていきたいというような、思いを持って取り組んでおります。

資料については先ほど申し上げたとおりであります。できるだけ地域家庭の協力を得ながら、余裕のある学校教育活動を進めたいと、このように思っております。

以上です。

○松浦議長

以上で答弁を終わります。

再々質問ありますか。

10番 熊高昌三君。

○熊高議員

1点目の市長の方のお答え、市長が27年間首長としてやられてきた経験に基づいて、市民との関係を持っておるということで、それはもうそれ以上の経験から、基づくやり方というのはないというふうに思いますけども、やはりこれだけ物理的に広範囲、あるいは人口も高宮より5、6倍増えたわけですから、そういったやり方が本当に時間的に限られた時間で、本当にできるかどうかというのを危惧するわけですね。それからやはり手法というのは、いろんな場面で適切に選んでいかれるというのが必要じゃないかなという気がしますんで、例えば、昨日も明木議員があきの会のマニフェストについて関連づけて質問しましたが、できれば市長の19年度のこの1年かけて、ここまでやるんだとか、ここまでのところは仕上げるんだとか、この部分は何%仕上げるんだとか、そういった具体的な主要な施策の市長マニフェストをですね、ぜひつくっていただければ、市民は市長が中心に何を考えているかというのが、もっとわかりやすくなるんじゃないかなという気がしますんで、すぐそういったものができるかわかりませんが、まだ数カ月ありますんで、できればそういった児玉市長マニフェストのようなものを、19年度はぜひともつくっていただいて、それを中心に市民に市長の考えを伝えていくといった手法も考えていただければどうかというところで、それについてのお考えを最後に伺

いたいというふうに思います。

それから防災の関係ですが、まちづくり委員会でこういった防災についての話も多少出とるんかと思いますが、やはりある程度市の方も仕掛けながら、こういった防災を中心とした地域づくりというのもし掛けていくべきではないかという気がしますんで、そこらでどの地域にこういった防災センターがあればいいとか、こういったものを望むんだといったようなことを、やっぱり市民の直接の意見を聞く場をつくるべきじゃないかなという気がしますんで、その辺の取り組みの状況と、そういう取り組みをされるご意志があるのか、ないのか、お伺いしたいと思いますし、あるいは防災会議というのがありますよね。ここらでそこらの話が出ておるのか、出てないのか、防災会議の目的というのもし広範囲にわたるといふふうに思いますが、そこらも議論する必要があることじゃないかなという気がしますんで、その辺の取り組みについてもお聞きしたいと思います。

教育長のご答弁、具体的にいろいろ話していただくんで、時間がなかったんだと思いますが、11月4日から8日ですかね、12月の。日経は私もすべて読んでおりますが、そういった事例もいろいろ書いてありましたが、だからそういった、やはりここに書いてある分は結局親にしても、先生にしても、子どもの変化に気づくということがどうなんかということが、最終的にやっぱりポイントになるんかという思いがするんですね。だからそういうための仕組みはどうあるべきなんかというように、絞って考えるべきじゃないかなという気がしますんで。だから5人の教育委員いらっしゃいますけど、そういったところの議論は、どのようにされておるのか、その教育委員会不要論まで出とる時代ですから、やはり教育委員会のそういったあり方というのが、今問われる時代ではないかなという気がしますんで、教育委員会でそういった議論、論点はどこにあるんかというところを最後にお聞きして、質問を終わります。

○松浦議長

ただいまの再々質問について、答弁を求めます。

まず、市長 児玉更太郎君。

○児玉市長

住民との接点をどこに求めて、どのようにその市の考えを広く徹底させるかという手法の問題であろうと思いますが、やはり新しい市になりますと、3万4千の人口を抱えた、非常に広域な市でございますので、やはり組織力を使った情報伝達ということが私は大事だろうと、このように思いますので、今後ともそういう方向で努力し、また市長が一人ひとり辻説法をするという、そういう姿勢を今後とも私は崩す必要がないと思いますし、やっていかないといけないと思いますんで、できるだけ小さい会議でも、土日出て行ってやはり私の考え、また市の方向を一人ひとりに説明していきたいというように考えております。

それから、いずれにしても、19年度の予算編成に入る時期でございますので、もう今具体的にはそれぞれ部課長のところで、予算組み

の基本をつくっておるところでございますので、そういう中のご指摘のような基本になる政策を整理していきたいと考えております。

防災の問題については、やはり最終的にはもう今回の雨を見ても、本当に隣近所、市役所で言いますと、支所単位が中心にならんと動きがとれんと、本庁からの指示が出せんという状況になってきておりますので、そこらの今までの反省に基づいて、もう一遍防災体制も考え直していかんやいけんと思ひますし、最終的には隣近所、隣近所というのは、要するに地域振興会を中心にしたということになると思ひますが、そういう組織を向原町に先例がございますので、そこらを勉強しながら、そういう防災体制を整えていきたいと考えております。

○松浦議長

引き続き答弁を求めます。

教育長 佐藤勝君。

○佐藤教育長

変化に気づくための仕組みについてどのように考えておるか、教育委員会の中で、いじめの問題に関係しながらのことについていろんな論議がなされておるだろうということでございますけれども、このことにつきましては、教育委員会でも報告をいたしました。何件くらいいじめがあるかということについても話もしておりますし、いろんな場面で論議になつておるんですが、一つはやっぱり資料の問題が出てまいりまして、資料の問題を今の段階である程度地盤が整ったから、エッセンスに限った方がいいんだろうか、そういったことで教員にゆとりを持たした方がいいだろうという話がありました。これも事実でございます。

もう一つは、変化に気づくための仕組みということでございますけれども、一人の先生だけで、子どもの変化に気がつくというのは、なかなか難しいところがあるわけです。小学校は学級担任制ですから、朝から夕方まで先生が一緒におるということもございますけれども、それだけに毎日見ておると変化しておるといことがわからないということもございますので、できるだけ生徒指導、担当者の方でそういう子どものいろんな情報を集約して、そして学校全体で話し合うということを通して、変化に気づいたり、あるいはいろんな情報持つものを、それを生徒指導の方に渡しなが、全体に論議をするということを通して、変化に気づいていく学校の仕組みづくりを進めてまいりたいと、このように進めてまいりたいと思っております。いろいろこないだ論議された中で、一番あったのがやっぱり昨日も言いましたが早寝・早起き・朝ごはんという国挙げての運動がございまして、一日のうち1回は、子どもと向き合うという時間をできるだけお互いにつくっていくことをしていく中で、子どもの心を読み、変化を読み、そしてそれを学校と連携して取り組んでいくという方法を進めるべきじゃないかという話も出てまいりました。このことについては引き続き学校の方にも指導してまいりたいと、このように思っております。

以上でございます。

○熊高議員  
○松浦議長

防災関係の。まちづくり委員会とか、防災会議。

答弁漏れがあったんですね。

答弁漏れがあったようでございます。

失礼しました。

答弁を求めます。

総務部長 新川文雄君。

○新川総務部長

はい。防災センター等の関わりの中で、防災計画等の備蓄配備という関連性もあろうかと思っておりますので、そういう中の推進については総合的に整備をさせていただきたいと思っております。

ご承知いただきますように、防災計画の中には住民とのそうした防災活動の促進に関する計画というの、この防災計画書の中に加えております。今後こういう条文を基本に地域振興会の窓口としながら、全体的な市、エリアの中に広がる方法を取らせていただきたいと思いますと思っております。現在、先日来の災害等から地域の振興会の方からのお呼びもいただいております。直接に我々担当者の方も出させていただいて、そうした災害に伴う地域の皆さんもご意見等いただいておりますので、今後より一層まちづくり委員会、また、地域振興会等中心に実施をさせていただきたいというように思っております。

○松浦議長

引き続き答弁を求めます。

自治振興部長 田丸孝二君。

○田丸自治振興部長

まちづくり委員会を所管しておりますので、そこでの防災の動きについて、少しご報告を申し上げたいというふうに思います。

まちづくり委員会では現在、4つの小委員会を持ちまして、その中の一つが安心、安全の小委員会でございます。現在その小委員会では防犯、防災、それから安心ということも含めまして、非常に幅広い範囲ではございますけれども、まずそれぞれの振興会を単位にして、どのような取り組みをされておられるのかと、いうことの全市の実態調査を今しております。そういった調査をもとにしまして、それぞれの先進的ないろいろな活動というのを、全市的に広げていくという取り組みをしてまいりたいと考えておりますし、またそういうことの中で、行政に対して、ここはこういうふうにやっていきたいというふうな要望も、また今後出てくるんであらうと考えております。また一方でこうした実態の調査等々を総務の安全推進室等にご提起申し上げながら、それぞれの課と連携を持って、今後の地域での防災のあり方というものの検討に入っていただくであらうと考えております。いずれにしても、先ほど市長申し上げましたように、向原の坂地区のそうした先進的事例もございまして、そういったことを勉強させていただきながら、まちづくり委員会の中で地域の防災について、しっかりと議論をしてまいりたいというふうに考えております。

○松浦議長

以上で熊高昌三君の質問を終わります。

この際、午後1時まで休憩をいたします。

~~~~~○~~~~~

午前 11時50分 休憩

午後 1時00分 再開

~~~~~○~~~~~

○松浦議長

それでは定刻になりましたので、休憩前に引き続き会議を再開いたします。

続いて通告がありますので、発言を許します。

17番 今村義照君。

○今村議員

議長。

○松浦議長

はい。

○今村議員

あきの会の今村でございます。先の通告に基づきまして、大卒、今回は安芸高田市の自治基本条例を制定されないかということに絞って、一般質問したいと思います。

そもそも自治基本条例というのは、自治や地域づくりの基本的な方向とそのための戦略を打ち出していくためのものであり、地域をこのようにしていきたいといった熱い思い、地域づくりの明確な観点にたつての所見を市長にお伺いするものでございます。将来像、人輝く・安芸高田、これは市の基本的な理念でございます。そして、市と市の行政のあり方として、住民自治の基本的な表現として、住民と共同作業で行政に対応し、まちづくりを進めること、このことが確認されて、合併計画の、合併前に建設計画、あるいは合併後の長期総合計画が策定されておるわけでございます。どうもそれらの計画はいつの間にか市民の間に忘れ去られようとしているのではないかというように危惧をするものでございます。

そこで、改めて合併し3年を経ようとしている現在、当面の行政課題をより直接的に明確な方向性を示し、行政と市民との間でしっかりとしたものに確認をすることが必要ではないかと考えるわけです。そのための安芸高田市自治基本条例の制定でございます。将来像、人輝く・安芸高田をより具体的に市民にその目標を示し、協働のまちづくりを行わなくては、それこそ市の将来に展望が開かれないから、その打開策として市として目指す理念と運営について、わかりやすくしかもシンプルな形で市民の前に示す、このことが今問われているというふうに考えるわけでございます。行政執行上におけるここ数年の変化は、大変大きなものがございます。大変厳しい財政運営に、よほどの覚悟を持って対処しなければ、それこそ長期総合計画に沿った行政執行は、絵に描いた餅に終わる可能性を秘めていると言っても過言ではなかろうかと思うわけでございます。執行部におかれましては、現在おかれている市の現状を、情報を公開し、しっかり説明をしたつもりにはなっておりますが、先ほどの市長の答弁にもございましたように、なかなか市の現状というものを市民が正しく理解されているとは思え

ないわけでございます。合併による行政の体制のスリム化、あるいは行政コストの削減によって、本来なら市民サービス、あるいは行政サービスに振り向けなければならないのに、その効果を共有するに至ってないというふうに、市民は感じていると思うわけであります。これまでの議論の中で、職員の意識改革が言われ、そのことを職員に求められておりますが、執行部がいくら危機感を訴えてもなかなか職員の末端にまでは浸透して言えないという状況もございませう。事ほどさように、行財政改革の方向性が市民の前に明示されていないことも大きな課題であります。このような状況下にあつて、改めて市の自治基本条例の早期の制定を考えるものでございませう。市の理念にある、人輝く・安芸高田の意義をなるほど、長期総合計画の中では詳しく言葉の羅列で説明してあるわけですが、市の意義を簡潔にまとめて、市の行政運営の基本的な方策を明確に示し、一番目として目標を改めて再確認する。それは計画の中にもありますように、適正規模の堅持であります。適正規模とは、その計画の中で3万4千を10年間後にそれに守るんだという指標がございませう。この目標への挑戦でございませう。そして、次代の子どもたちが育成できる環境、及びそのための整備と施策でございませう。さらに青壮年代が安心し、生きがいをもって、生きていけるまちづくり。このことは総合計画の中で、市民との共有化の問題でございませう。その目標を明確に、簡潔に説明する必要があると思つたわけでございます。一方、行政、議会、市民の役割の明示も改めて確認する必要があると思つたかと思ひます。執行部及び職員の責務、議会議員の責務、市民のまちづくりへ参画するというその責務。これらが掲げられ、さらに体制の問題として、財政健全化への自立の体制でございませう。さらに市民と協働のまちづくりによって、このことを明確な形で体制を築き直すんだ、あるいは改めて考えるんだ、ということを中心に添えた基本的な条項で、自治基本条例と言えればあれこれいろんな形で条項に入れたくなるわけでございますが、簡潔な形でその方向を示す、例えば今の骨格的な市の方向性をそれこそ5年、10年といった単位でなく、今緊急事態の状態という観点からすれば、少なくとも3年、あるいは5年くらいの間をにらんだ形での自治条例というのが、私は適当だと思ふんですが、これらのことについて市長の御所見をお伺いしたいのであります。

○松浦議長

ただいまの今村義照君の質問に対し答弁を求めます。

市長 児玉更太郎君。

○児玉市長

今村議員さんの安芸高田市自治基本条例の制定についてのご質問でございませう。

自治基本条例は、自治体の憲法であると言われており、近年この条例を制定する自治体も増えてまいりました。安芸高田市としても、協働のまちづくりを行政の基本として進めており、まちづくりのあり方、行政・議会・市民のそれぞれの役割、協働のまちづくりの施策や制度

の体系等について整理し、安芸高田市自治基本条例として制定することは、ご指摘のように今後の課題になると考えています。ただ、安芸高田市の現在の状況を考えてみますと、金行議員さんへの答弁でもご説明いたしましたとおり、極めて深刻な財政状況にあり、職員のみならず、市民の皆様にも痛みを感じていただかざるを得ない行財政改革を、全力で取り組む時期にあると判断しております。この行財政改革をやりきらない限り、今後の安芸高田市の将来はないと言っても過言でないと思います。したがって、この行財政改革に一定のめどが立った段階で、安芸高田市の将来の姿を見定めるべきであり、今後の課題とさせていただきます。ただ、自治基本条例に規定される行政の説明責任や市民参画等の諸制度は、行財政改革にも不可欠なものでございまして、こうした個々の制度の確立や充実については、今後とも着々と進めてまいりたいと、このように考えておりました。議員ご指摘の自治基本条例の問題については、我々も前向きに取り組んでいきたいと、このように考える次第でございます。

○松浦議長

以上で答弁を終わります。

再質問がありますか。

17番 今村義照君。

○今村議員

具体的には、制定よりもその前に前提として、財政改革をやりとりしなければならないという点につきましては、私も同様に考えるわけでございます。だからこそ、実はその条例制定をして、しっかりとした説明責任を果たすのが、今の時期であるだろうととらえておるわけでございます。ちょうど2年前の同僚議員の一般質問の中で、まちづくり条例のことについて質問をし、答弁もあるのを実は見まして、そのことから今後におけるあり方について、1点お伺いをするものでございます。その時には、現在まちづくりにあたって、住民と協働の関係でまちづくりを進めていくという前提で、具体的にはまちづくり委員会も制定され、その時の質問では、まちづくり条例をああやっつけて、今の住民参画のものを体系的に行政執行するおつもりはないかということでございます。その時には、まちづくり委員会の中で、これからまちづくりについての具体的な議論が協働のまちづくりについて、いろいろまちづくりの具体的な方向性が論じられるんではなかろうかということを受けて、将来にはそういうまちづくり条例に発展させたいというような答弁があるわけでございます。その中で現在、まちづくり委員会が機能して2年、その機運が行政とまちづくり委員会の中でそういった方向性が見い出されているのかどうか、そこら辺について1点をお伺いしたいのでございます。

2点目は、条例制定にあたっては、確かに今から4年前にニセコのまちづくり条例というのが第1号という形で出され、その時の状況はかなり実際における今後のまちづくりの進め方について、センセーショナルな事件であったわけでございますが、その時にニセコは4年

経ったらまちづくりの条例について見直すんだという形で、昨年12月に実は見直しておるわけでございます。その原点は何かと言いますと、先ほど市長の答弁にもございましたが、市民に対する情報提供、それからともにつくる、要するに、自治への市民の協働化の問題が大きな課題として出てきております。さらにその中でもう一つ注目すべきことは、これは議員提案の中で出てきたわけでございますが、議会の役割を明確にしようではないかということでございます。それらを含めて、これからの条例制定というのは、今の市長の答弁では時間がかかるかというように思いますが、この私も制定に対しての一番の原点は、それこそ先ほどの市長の答弁にございました、見える形での行政執行へどういうふうに取り組むのかという同僚議員の質問に対して、具体的により真剣に、それこそ現在の状況に対応するんだという決意表明的な言葉で、これからそれこそソフト事業を含めた形での方向性を言われたわけでございます。なるほど、現在まで市のまちづくりにおいては、三大事業と言われるハードのものについてはある程度見通しも立ち、これからは先ほどの答弁にございましたように、ソフトの部分をついていっていかっていくかということだろうと思っております。しかしながら、じゃあソフトの部分で、何を基準に、そのことを市民の前にその市のまちづくりの目標として出していくのか、その方向性についてどのようにお考えか、合わせてお聞きをしたいと思っております。

○松浦議長

ただいまの再質問に対し答弁を求めます。

市長 児玉更太郎君。

○児玉市長

まちづくり条例の問題は、我々も確かに必要なことであろうと、このように考えておりますが、ただ条例をつくただけではつくりっ放しということになるんで、この条例をいかに活かすかということが問題であろうと思っております。私は合併前に、ニセコの状況を調べさせていただきましたが、合併前の高宮町の状況、これ私一人じゃないんですが、いろいろ話を総合しますと、ニセコよりも高宮町の方がよっぽど住民自治が徹底しておると。ニセコは条例はつくったが、なかなか末端までそれが行き届いておらんというのが、実態であるというのが実態であるというのを調べた者からいろいろ論議をして、そういうような話も伺ったわけでありまして、したがって、この条例も必要でございますが、本当に実のあるそういう活動が早く定着するということが大事じゃなかろうかと、このように思うわけでございまして、それを合わせていながら条例の制定ということは、私は必要であろうと、このように思うわけでございます。まちづくり委員会の中での、この論議もあるようでございますので、担当部長の方から状況の報告をさせていただきます。

○松浦議長

引き続き答弁を求めます。

自治振興部長 田丸孝二君。

○田丸自治振興部長

まちづくり委員会での自治基本条例につきましての議論でございま



すけれども、現在の段階ではまちづくり委員会の方で、こうした議論をするという実態もございませんし、また、私たちも少し早いのではないかという気がしております。と、申しますのも昨年は、市民保険制度についてのご提言をいただきましたけれども、実質的にまちづくり委員会という形で動きだしたのは、今年度でございます。その中で4つの小委員会を設けて、活動をしていただいておりますけれども、その活動の状況を見ましても、それぞれの地域振興自治組織の活動の実態も違うとこの中から、やはりそれを地域の課題、また地域で行われていることも含めて集約しながら整理していくと、そういったところってまだ非常に難しいところがございます。安心、安全の小委員会のところで申し上げましたように、現在、防犯、それから防災ということの中での取りまとめ等をしていただいておりますけど、やはり相当時間がかかってくると。またそのことを地域の中に普遍化していくということも、やはり地域のそれぞれの実態がある中で、非常に難しいところもあるのではなかろうかというふうな思いがします。そういった意味では、協働というのは、地域の中での協働であると同時に、地域の中の課題を行政施策として、または制度として提言をしていただくと、こういったところの機能まで高めていただくとすれば、ある程度の時間をいただかないとなかなか難しいんかなと、いう思いがしておるのが現実でございます。そういった意味で、現在の段階でこれからの自治体のあり方、また安芸高田市が置かれている環境の中で、自治体の経営をどのようにしていくかと、いうことを含んだところの議論というのは、少し時期尚早の感がございます。ただ、まちづくり委員会はいわゆる理念としては、協働のまちづくりの根幹をなすものでございますので、そういった意味ではそういった議論ができるように、早い段階でできるように、私どもとしても努力をしてまいらなければならないというふうに考えておるところであります。

以上であります。

○松浦議長

以上で答弁を終わります。

再々質問ありますか。

○今村議員

議長。

○松浦議長

17番 今村義照君。

○今村議員

今回まちづくりにおける抽象的な形での、今後のあり方ということ、実は求めたつもりはないんでございますが、具体的にこの中身についてどのようなお考えになるか、合わせてお聞きをしておきたいと思っております。

やはり今置かれている現状というのは、非常事態の時期だというように思うわけでありまして。そのことについて、やはり基本的には、本来なら自治基本条例というのは市民とともに作り上げて、市の規範である条例をつくり上げるというのが原則でございますが、こういう緊急事態の状態においては、ある程度それらの現状ぶりをしっかり市民

の前に示すことが、やっぱり一番の責任だろうと思うわけであります。先ほどこのことについてもなかなか市の行政のやっていることを市民に正しく理解してもらうのは、非常にしんどいことだと、繰り返し繰り返しやってもまだ理解されていないということもございましたように、事ほどさように市民に市の現状というのはなかなか伝わりにくいことでもあり、しかも職員にとってもそういう危機意識の状況というのは、伝わりにくい状況というのものもあるわけがございます。しかしながら、今置かれている立場からすれば、やはりある程度市のそれこそソフト事業も含めて、このことと、このことはやりたいんだということをやったり、明らかに示すことが一番であり、そしてそのためには、赫々として今の経常経費の削減を含め、財政状況をしっかり説明するというのが大前提になろうというふうに思うわけがございます。そこら辺を説明することによって、市民に理解してもらう。これが一番大事だということで、それをやる方法として、条例を制定し、市民の前に公開するというのが一つの方策だろうという形で提案をしたわけがございますが、そこら辺の現状認識を市民に正しく伝える方策として、どういうふうにお考えか、それから具体的な形での人輝くための本当の言葉の意味を市民にある程度、この段階では行政の側から仕掛けていって、市民に知らせることが必要だろうと思うわけがございますが、そこら辺についての観点についてお考えをお伺いして、質問を終わります。

○松浦議長 ただいまの再々質問に答弁を求めます。

市長 児玉更太郎君。

○児玉市長 このまちづくり条例そのものについては、ご説明のように私は必要なものだろうと、いつの時期にこれをつくっていくかという問題であろうと、このように思うわけがございますが、やはり私はニセコの状況を合併前にもいろいろ研究させてもらったり、聞かせてもらったわけがございますが、どちらかというとなセコは行政の批判をしちやいけんのですが、頭の方が先にかかりすぎて、なかなか末端まで浸透しておらないというのが、行った人の実態であるわけがございます。ですから、私はバンとマスコミ受けするそういうものを挙げるよりか、本当に実のあることを着々とするのが、本来のあり方じゃないかということで、高宮時代にもニセコの条例をとという話もあったんです。あったんですが、やはりこれは地道に行く方が大事だということで、私はそういう今まで考えでやっておるんですが、ここまできるとやはり条例をつくる時期はいつかということ、やはり考える時期じゃなかろうかと、このように思いますし、私はニセコのやり方については、どうも私は行政のやり方として、腹の中に入らんこともあるわけです。余りにもスタンドプレーというか、マスコミ受けのことばかりやって、行ってみると末端までいってないと、末端はうちの方がよっぽどいいと、こういうような実態もありますんで、そこらを踏まえながら、

おっしゃるように今後条例の問題について、検討させていただきたいというように思います。

○松浦議長

以上で、今村義照君の質問を終わります。

続いて、通告がありますので発言を許します。

15番 入本和男君。

○入本議員

議長。

○松浦議長

はい。

○入本議員

15番、あきの会、入本和男でございます。通告に基づいて質問させていただきます。なお、今回の質問の主旨はどちらかと言えば、政務調査費のおかげでパクリと言いますか、当市に似合う施策ではないかと、できれば私は執行部側の提案として、反対側におられる議員さんに認めていただいて、議決を仰ぎたいぐらいです。そういう意味で市長さん、職員の提案だと思って、その点の含めおき、答弁をいただきたいというふうに、思っております。

1個目の慣行の取り扱いでございますけど、合併協定書、平成15年5月27日の発行ですね、これが3回目の質問になるわけでございますけど、自治体の基本的な事項の中の9番目でございますけど、市章や市旗はできましたけど、市民憲章、市木、市花、都市宣言についてはまだできてないわけです。既に第2庁舎もできようとしております。そういう中で、平成17年の12月には市民の意見が反映できるような手法を検討します。また半年後の18年の6月定例では早い時期にと、そういうような同僚の質問等に対して、答弁されておるところでございます。よって、19年度には庁舎が完成します。オープンセレモニーにおいてもやはり、玄関を迎えるにしても憲章もなし、市木もなし、市の花もないというのは、基本的な事項として、経費もかかる問題ないし、市民の声を反映するという中でも、小さいようですが、大きな位置づけがあるんじゃないかと私も思っております。先の皇室でも悠仁様誕生には、即座に高野槇という木が決定されました。常に市民の間には家族の、子どもさんの誕生でおじいちゃん、おばあちゃんが、高野槇を購入され、7,300円だったそうですが、値上がりしたという花屋さんの話でしたが、そういうこともありました。家族の記念日に同じ日に、同じ年であるために将来の幸せを願って、高野槇を家族のために記念植樹したという話を伺ったわけでございます。まさに安芸高田市も誕生して、協働のまちづくりを目指す中で、総合計画の中にも美しいまちづくりの推進という、そういう行政のスタートがまた4月1日に来るわけでございます。よって、もう3年6カ月ですか、合併協定書ができて。余りにも足元に置きすぎるのではないかと思います。再度この時期を逃したら、やっても余り効果がないのではないかと思います。改めて19年4月1日にこの時期なら間に合うと思ひまして、ここで改めて伺うものでございます。

次にやはり合併協定書の中でございますけど、これは補助金は現在

検討中でございますけど、その中に委託金とか負担金とか、数多くあるわけでございますけど、やはり現在節税されるのはわかるのですが、その投資先が全く見えないわけなんですよね。その中ではどういう方向にするために、理解を得るためにも団体にお話しする場合、また契約を結んでおる得意先に対しても、現状の厳しい厳しい財政を、言うなかには理解してもらい、将来のための投資の先はここなんだということ明らかにされれば、協力者も現れ、また理解もし、その補助金を減額されても知恵を出して、活用されるのではないかと考えております。13節の委託金で、約700件ぐらいの24億ぐらいあるのではないかと、私の概算ですけど、19節の負担金は375件の7億6千万ぐらいではないかと、専門的じゃないので多少数値が違うかと思っておりますが、それだけの数があることは間違いのないと思うわけでございます。そういう意味も含めまして、やっぱり厳しいのなら、やっぱりそういうところを含めて早期に。補助金といえば一番市民の直結した補助金でございます、市民から見れば、弱い者いじめに取られているケースもややあるかに見えますけど、やはりここでは大きい目で見られて、総括的なものの非常勤の特別報酬まで含めて、総合的な見直しをかけて、本当に情報開示して、財政難を22年、23年に向けて、将来に向けての投資先が必要ではないかと思ひまして、現在検討されておりますので、合わせてここで伺ったものでございます。

次に子どもの安全と子育て支援についてでございますけど、一時は子どもの犯罪、今は交通事故といじめが非常に大きな問題になってきたと、いずれにしても子どもは地域の宝と言いながら、非常に弱い立場であります。その中で、我々が身の安全を確保するためには、子どもの力ではどうすることもできない中で、やはり行政の力が必要ではなかろうかというふうに思うわけでございます。十分な通学路整備ができていませんが、歩道整備には現在、財政厳しいと言われる土地購入予算、工事費等が出ないのも現状でございます。ならば、先日私が一般質問出した後に、通学路の問題でテレビ見られた方もあるかもわかりませんが、歩道のないところに30センチか50センチの路肩があるわけですが、そこにグリーンベルトを引いておられました。それで、運転者にここは通学路区域ですよという表示だなど、まさに私も同じこと考えておったんです。白い白線のほとりに黄色か赤か、グリーンでもいいですが、そういうものの塗料を付加するにすれば、これは予算的にもそう多くかからないし、現在登下校においては、集団下校しておるわけですが、かえって犯罪を防ごうとしたことが、今度は交通事故で大変なことに、あれがバラバラにしておれば2、3人てことはないんですが、集団下校をしておるがために、そういう悲惨な交通事故に遭つとると。それで、早急的に対応できるのは何かと言ったら、そういう形の歩道整備をすれば、多少ドライバーに認知してもらい、徐行運転を心がけていただけるのではないかと。また、歩く生

徒も、そのラインの内側を歩いて二重、三重にならずに歩けるんじゃないかと。これが我々が現在できるせめての対応ではないかと。将来に向かっては、危険な地域を順次通学路の整備は当然必要でございますけど、まずできることと言え、予算のないところから知恵とかアイデアを出せばそういうこともあるんだなど、私の思いもまた、他の地域の思いも一緒だなということを感じました。

また、屋根付きのバス停の整備で、高齢者が登下校のときに見送りというのもありました。現在バス停にも屋根がないところありますが、過疎になればなるほどバス停に屋根がございません。そういうところに屋根をつくってあげれば、高齢者が健康を兼ねて帰宅時に歩いて、そこで子どもさんの、今は冬ですから寒いんで無理かもしれませんが、春とか暖かい時にひなたぼっこしながら、子どもさんの帰りを待ち、安全を見守ることができるかと、バス停の屋根の整備もやはり、一つの方法ではないかなというふうに思っております。

次に、そこで子どものいじめ対策と書いているわけですが、そのいじめは私で5人目なんで、それじゃどうするかということで、現在110番のお家はたくさんつくっておられますけど、現在告白する上においては、小さい子どもさんから高校生まで含めると、やはり電話というのは一番心を素直に聞けるんじゃないかと。私が申しますのは、子ども電話110番でございます。高校生も最近いじめの中で、自殺が出ておるということになれば、やはり心の打ち明けるところ、兄弟も少ない中で打ち明ける人も、先生に話しても聞いてもらえない、どこかに自分の心を受け止めてくれる人がおればということで、電話110番の新設を考えられれば、やはり手段は1つより2つ、2つより3つと、あればあるほど子どもの悩みも違うわけでございます、非常に有効的な手段じゃないかと思っておりますので、その点を伺うものでございます。また、この110番の電話は高齢者もひとり暮らしで話し相手がないということで、福祉にも貢献できるような感じもあるわけなんで、このあたりは電話相談の面から考えて、子どもから大人まで、高齢者まで考えたケースのそういう新設が必要ではなかろうかと思っております。

いじめ問題につきましては、定義が継続的なことが、いじめは継続的であるというような定義が位置づけられましたけれども、病気でも早期発見、早期治療が原則でありまして、いじめも決してそれが私は間違っていないなと思いました。それを体験したのは学校訪問の時、英語の時間を見学しました。その授業の中に、ちょうど子どもさんの名前に匹敵する発音の単語がございました。その単語の時になると、A君の方向に向かって、BとCが向かって発音したわけです。その受けた方は、非常に気にさわったらしく、授業が済んで次の授業の時に口論していました。その時先生が、すかさず中に入って事情を聞かれ、3人の中でA君はこういう思いをしたんよ、あなたのした行為はこう

なりましたよと、その場で処理されて授業に入られ、スムーズな授業風景を見させていただきました。それを放置しとったならば、授業後にもまた、数日後に今度はその発音があだ名となっていじめの原因になったのではないかと、私は想像しました。しかしながら、そういう処理をされる先生の姿を見たときに、日頃毎日見ている人は、さすがに子どもさんをよくチェックされ、一応顔色を見られて授業に入られる姿を見たときに、やはり担任の目というものは私は教育長の発言とはちょっと違うかも知れませんが、毎日見る子の姿をよくチェックされているなと思いました。よって、調査の中で継続的なものをいじめと定義されておられましたけれども、私は逆に早期発見、早期治療がいじめ対策ではないかと思っておりますので、そのあたりの所見も伺うものでございます。

次に商品券公共料金の支払い、これはまさに政務調査費のおかげでございませう。商工会も合併します。市内共通の商品券を発行していただき、商品券、または現在ポップカードですかね、それを公共料金との支払いを受ける考えはないか、伺うものでございませう。また、市としては商工会の売り上げに協力するという地場産業育成という意味からも、行政からの報酬、または日当を商品券で支払うことにすれば地場産業が成り立ち、商工会と行政が一体化すると思っておりますが、一石二鳥の、現在滞納問題にもこれが使われるということになれば、またひとつの方法、この問題が発覚も滞納の中にもあったように伺っております。そういう意味も含めまして、これは市長の命令があれば、産業課が動いて、ぜひその方向性に行けば、私は効果があると思っておりますので、その点について伺います。

次の選挙は翌日開票について、これもまさに政務調査費のおかげでございませう。来年度県議会選挙ありますが、県議は任期中であり、1日開票が遅れても活動には全く問題ありません。財政厳しい、財政厳しいと言う中で、例え1万円でも2万円でも経費節減効果を考えると、翌日開票でも全く問題ないと思っております。職員においても明日は勤務という中で、夜中の2時までかかって開票しなくても、業務に支障のない、経費がかからない方向というのは、まさにこれは、来年度から即来年度は無投票というふうな、先日のお話もございましたけど、早めにそういう対策をすることによって、経費節減の飛躍になるんじゃないかと思っております、提案申し上げます。それにつきましてご答弁お願いします。

再質問につきましては、自席にて行います。

○松浦議長

ただいまの入本和男君の質問に対し、答弁を求めます。

市長 児玉更太郎君。

○児玉市長

入本議員さんからの慣行の取り扱いについてというご質問でございます。その中では、市民憲章、市の花、市の木、都市宣言を、市民の声で平成19年4月1日に制定してはどうかと、こういうお尋ねでございませう。

ざいます。市民憲章、都市宣言については先ほど今村議員さんからのご質問もございましたので、そこらと合わせて考えていく必要があろうかと、このように思うわけでございまして、昨年12月と本年6月の定例会で渡辺議員、入本議員からそれぞれ同様のご質問をいただいております。その時には特に市の花、市の木については、県内他市の制定状況をお示しをし、本市においてもできるだけ早い時期に制定したい旨の答弁をさせていただいております。現在、検討しておりますのは、当面、来年度市の花、市の木を市民公募により制定し、第2庁舎総合文化保健福祉施設建設後の落成式にタイミングを合わせ、発表してはどうかと現在考えておるところでございまして。当然、市民公募などの手法を含め、企画段階から幅広く市民の皆さんの声を取り入れることについては、先に回答させていただいておりますように、まちづくり委員会、また議会等、各方面の意見を聞いて、進めたいと考えております。なお、市民憲章や都市宣言については、先ほど来、市自治基本条例との関連がございまして、そこらとの関連しながら、時期を見て、できるだけ早くやっていく方法を考えていきたいと、このように考えておるところでございまして。

それから、負担金・委託費及び非常勤報酬などの検討についてでございます。市単独補助金については、平成19年度予算から第三者機関の審査を参考とし、現在見直しを実施しているところでございますが、各種負担金等につきましても、今後見直しを図らざるを得ないと考えております。また、指定管理者制度につきましても、公の施設について、その有効性の認められる範囲内で、可能な限り移行を図るよう努めてまいりますが、委託料につきましても、利用料金制度の導入と併せ、一層の精査を行いまして、適正かつ効率的な金額を設定してまいりたいと思っております。なお、非常勤特別職員に係ります報酬や費用弁償等につきましても、行政改革推進実施計画の項目として掲げておりますことから、今後、具体的な見直しに努めてまいりたいと思っております。いずれにいたしましても、同規模の市と比較して、突出した予算額、また、公債費の増高などにより硬直化した財政状況の中で、財政の健全化が急を要する最重要課題であることは間違いございません。引き続き、確かな進捗管理と、情報公開のもとに、行財政改革の取り組みを推進してまいりますので、ご支援を賜りたいと思っております。

教育の問題については、通学路等、教育委員会の方から回答をさせていただきたいと思っております。

それから、商品券での公共料金の支払いについてでございます。現在安芸高田市内の商業関係カードの現状でございますが、甲田町ではふれあいカード展開、向原町のわくわくカードサービス展開、吉田・八千代・高宮では広島県の商工会連合会で発行しております、ポップカード展開、3種類のカード展開が事業を展開しておりますところでございます。6町商工会は来年4月に合併予定でございますが、カード会

につきましては、カード器具の導入など、資本を投下されている経過等もあり、統合等の環境整備ができていないのが現状のようでございます。ご提案をいただいております商品券や、商品購入サービスカードによる、公共料金の支払いの活用は全国では福島県で事例があると聞いております。市内での購買促進や、商業の活性化の誘導につながるものとして、関係機関と連携をしながら研究をしてまいりたいと考えます。

次に、選挙の翌日開票についてのお尋ねでございます。来春行われます県議会議員選挙の開票事務を経費節減の観点から、翌日行ってはどうかというご指摘でございますが、県議会議員の選挙に変わる事務については、県の選挙管理委員会が執行することになっており、1市町で独自の方法を取ることはできません。また、このたびの選挙においても県選管の方針としては、まだ即日開票ということを考えておるところでございます。このことは、平成4年の参議院選挙から、国政選挙はすべて、即日開票で執行されていること、また、平成15年の統一地方選挙時に総務省から、即日開票の徹底指導が行われておると、そういうことなどから国民の間に即日開票が定着していると同時に、国民もそれを望んでいるかというように考えられます。しかしながら、ご指摘いただいておりますように、開票事務にかかる経費のほとんどが人件費でございます。経費節減の観点からよりスムーズでスピーディーかつ、正確な開票作業に努める必要があると考えておるところでございます。現状の状況はそのような状況になっております。

○松浦議長

次に答弁を求めます。

教育長 佐藤勝君。

○佐藤教育長

ただいまの入本議員の質問にお答えをさせていただきたいと思っております。

ご承知のとおり、昨年11月に広島市安芸区において、小学校1年生の児童が、下校途中に殺害されるという痛ましい事件が発生いたしました。市教育委員会としまして、昨年の広島市安芸区の事件以来、吉田警察署や市の安全推進室と対応方策の連携を図りながら、校長会等を開催しながら、子どもの安全確保に各校が万全を期すよう指導してまいっておるところでございます。具体的に申し上げますと、安全マップの作成ということにも取り組んでおりますし、今年になりますと元警察官のOBの方を、スクールガードリーダーとして派遣をいただいておりますし、各学校におきましては、警察の協力を得ながら、学校内の安全管理体制の訓練もやっておるところでございます。また、10月の14日にはスクールガード講習会を実施をいたしまして、安芸高田市内の子どもたちの安全を守る基盤づくりのために、見守り活動を考える機会として、講演や実践発表により、研修を深めました。質問の中にございました、十分な通学路整備ということでございますが、ご指摘のように十分な通学路の整備を管理しているということ



自信を持って申し上げるだけの自信はございません。いろいろと雪の降る時分に、子どもたちの通学するときに歩道の幅が狭いとか、あるいは街灯がついていないから暗いとか、いろいろ話はございまして、その都度、担当課の方へは話をしておるわけですが、すべて加味をしておるということは自信を持って言い切るだけのものはございません。今後ともこのことにつきましては、担当部局との連携を図りながら、整備をしてまいりたいと思っております。特に提案のありました通学路のところには、緑とか黄色の線を引いて、そこを通学路として見えるようにしてはどうかと、これも一つの大切な案であろうと思えますし、屋根付きのバス停につきましては、これも以前に一遍、屋根付きのバス停を完備してもらいたいという話がありました。教育委員会でそれをするというわけにはまいりませんので、地域振興の担当の方へそのことを申し上げまして、できることならそういう完備をしていただければ、子どもも地域の人も雨に当たらずに、そこでバスを待つことができるからということで、お願いをしておるところでございます。

なお、いじめ等におきます子どもの電話110番ということがございました。このことにつきましては、不登校、あるいはいじめ等問題があったときに、気軽に電話相談ができるということで、市の教育委員会といたしましては、学校教育課と適応指導教室は相談できるように、ホームページでも公開をしております。それから、本日広島県人権擁護委員会連合会の方から、子ども人権110番という、こういうものがございますが、ここにコピーをしたものを貼っておりますけれども、こういうものを小学校の6年生全部の子どもさんへ配っていただきよるという話を聞かせていただいて、大変ありがたく思っておりますし、そのことを通しながら子どもの安全を図ってまいりたいと、このように思っております。

それから、いじめの問題についての取り組みということでございますが、私が最初に昨日申し上げましたいじめの定義につきましては、これは継続的に身体的、心理的な攻撃を加えているのをいじめというふうにとらまえておるんですという話をしたわけですが、日常の中でいろんな子ども同士のトラブルがあると思います。そういうトラブルについては、間髪を入れず、中へ入って指導するのが、これは私は当然だと思いますし、実際にそういう場面に入本議員さんが当たられて、適切な指導ができておるということでございますが、我々の方も、このことについてはいじめとは別問題に、やはり大人が教師として中へ仲裁に入るということは、大事なことだろうとこのように思っております。もうひとつ他人の目というのがございますが、学級担任は毎日小学校で言いましたら、子どもたちを見ております。私が申し上げたのは、余りにも毎日見ておるために慣れすぎて子どもの変化に気がつかない、この例は適當ではないかと思っておりますが、我が子が

成長したのは、毎日見とるとわからんのですが、ひょこっと何日かはずれて、期間をおいて我が子を見たら、ひどく大きゅうなったのというふうに感じることもあるわけですが、そのような例をもとに話をし、多くの職員が多くの目を見た子どもの様子について、情報提供して、そしていじめをなくすということが必要だという意味で、申し上げたわけでございます。いずれにしても、いじめは絶対に許さないという視点を持って、多くの情報を職員が共有しながら全体でいじめの撲滅について取り組んでいくように指導してまいりたいと、このように考えております。

以上でございます。

○松浦議長

以上で答弁を終わります。

再質問については、休憩後にお受けしたいと思います。

この際、2時15分まで休憩といたします。

~~~~~○~~~~~

午後 2時 5分 休憩

午後 2時15分 再開

~~~~~○~~~~~

○松浦議長

それでは、休憩前に引き続き会議を再開いたします。

再質問がありますか。

○入本議員

あります。

○松浦議長

再質問があるようですから、発言を許します。

15番 入本和男君。

○入本議員

それでは、再質問させていただきます。

慣行の件につきましては、市民憲章の件とか、都市宣言は同僚の議員と同じように先送りであえてすることはないと、先走りはいかなものかということで、切って投げられたんですが、逆に言えば例えがいいか悪いかわからんのですが、やはり長期総合計画の集約が、安芸高田市がどっち向いていくんだというひとつの方向を添えれば、私はないかと思うんですよ。それを集約したものがそれにあたるのではないかと思って、私はひとり勝手しとるんですが、その点の差異が学力の差かもわかりませんが、そういう意味では市民においては目的というものが誇りとできる憲章があればいいのではないかなと思ったんですが、市木と市花については、市の鳥もあるようですが、そういう点で、落成式に間に合わすというのがありましたので、先が見えたので、その点については結構ですが、やはり憲章はひとつの方向性ではなかろうかと思っておりますので、都市宣言まで大きくいかななくても、安芸高田市はこういう方向で行きますという、ひとつの社訓みたいなものだろうと私は思うんですね。会社ができたならその会社はどっち向いて行くんですよと、方針にするというようないろんな憲章があるわけですね。そういうところを4つか5つに分けて、これも市民の声を入れられる場合と、町によっては発起人を出して、その中で決めて

いくというケースもあったんで、そのあたり憲章をどのあたりでつくられようとしているのか、方向性がありましたらお願いしたいと思います。

次に補助金の関係ですけど、補助金には私も補助金総合合理化プランの中に、補助金公募は平成20年度からやると、18年度に云々と目標と効果額は出とるんですが、本来ならこの補助金というのはご存じのように市民団体が多いんですよ。そうするとやっぱり私はこの補助金の減額を、子どものために使ってもらいたいなというのが本音でございました。しかしながら、5億も6億も足らんじゃけえ、一般財源よと言われるのも理解できるわけでございます。その中で、やはり市民に協力を得るためには、そういう説明がやはり一番わかりやすく、それなら身を削って努力をしようと、心の部分をやろうという形になるのではないかと思うんです。ある面では戦後に戻って、戦後政治の場合はハードがしっかりして、ハードがなくてもお互いの知恵を出し、汗を流しながらまちづくりしたものでございます。まさにその時代にきとるわけですが、その時代を過ごしてない若者には子ども支援策として、子どもは宝という中で、財源を子育てに回して欲しいのが私の考えであり、他町での考えでもございました。その点合わせて伺うわけでございますけど、見直すと言われましたけれども、件数にしてもすごくあるわけでございますよね。それで本当に日額についても年額についても、本当にこの方には何を根拠持って、財政の豊かなときとか、これはかなり慣例で、長く続いたものではないかと思うんです。それで選挙された農業委員さんの月額なんか仕事量からしたら、非常に少ないような人も中には見受けるわけですよ。それである程度一律一割カットなら、このあたりも協力を求めて、理解を求めなくちゃいけないのではないかというふうに思っております。それでないと、各委員名簿にしてもずらっと本当に実働がどれだけあるんかというくらいのおられるわけですよ。やはり量より質でいって、その中で理解を深めた形でやっていただけるのがいかがかというふうに思います。そいじゃ議会は何をするんかと言われましたら、議会もそれじゃあ今のように、常任委員会の日当は返上をしますとかですね、報酬だけでいいですと、報酬で家庭安定を守れるような報酬にしてあげてですね、議員定数減してもいいとか、それは議会の方の問題になるかと思うんですよ。そうすると今朝ほどの駐車場料金の問題も、そこらあたりも前向きに考えて、市の発展のために今、我々現在当事者は何をしていかなければいけないことを、少し財政厳しい厳しいという言葉を少なくするためにも、やっぱりご理解求めるために、この問題はゼロにするというくらいの形で、それでもやっていこうという形にさせていただきたいなと思っております。そういう意味におきまして、どの程度情報を開示して協力を求められるか伺います。

次の子どもの件なんですけど、これはソフト面なので見えない部分で

なかなか回答は出ないと思います。しかしながら放置する問題でもないわけでごさいます。その中で事例を申し上げますと、通学路のところに長いすを保護者の方が置かれようとしたんですが、これは犯罪になると撤去されたと、保護者の方からありました。非常に子どもが路肩に座って足が車道に出るんで、危ないので長いすを置いとけばそこで休んで帰るけえ思っただけ置いたら、今度それが犯罪になるということで、犯罪の目にとまるんで、それを撤去したという情けない話もあるわけです。そういう面ではやはり、我々ができる範囲内で、現にライン引きもやっておられるわけです。それからバス停も現にやるところがあるんですね。地域といいながら協働のまちづくりと。子どもは宝といいながら何ができるか言うたら、ただ家でおるよりか、子どもと会話するという生きがい対策にもなるわけでごさいますので、ぜひとも前向きな検討をお願いしたいと思うんです。

それと子どものいじめの件ですけど、11件のうち8件は解消したと。3件の状況が明確に報告なかったわけですが、この3件の状況について聞くものでごさいます。また、報道関係のことが言われましたけど、この報道関係の対応も、よその校長見るといじめが原因ではないとか、また二転三転していじめが原因かもわからんとか、非常に不信感を抱くような対応をしないとるわけですよ。ないからいいようなものの、あった時にこういうことのないように、報道陣に対するマニュアルの作成ができているのか、またそういう指導をされておるのか、そこらを伺うものでごさいます。

それで感動したのは、私は一番今足りないのは何かと思ったときに、先日テレビで30人31脚というのがございましてですね。これを全国大会ですから、素晴らしく見せるんですけど、あこにいく過程において、やっぱりいじめとかそういうものが当初は、スタート時点ではあるわけですよ。しかしながら、30人の力を一つにするという中に、そういう人と人との関わりが大切なという、肩を組むわけですから、そういう団体競技をやっぱりあなたがいて私がいるというような形の環境の教育現場に生かされなくてはいけないんじゃないかと思えます。勝ったチームはこうして力を合わせてやってきたことを今後の学校生活に生かしたいとか、とても小学校6年生が言うような言葉じゃないような、負けた者は今日やったことは無駄じゃなかったと。この悔しさを将来に向けて頑張りたいと。目頭が熱くなるような言葉を発言するわけなんです。その学校に果たしていじめやらあるじゃろうか思ったときに、ひとつの、たかが30人31脚かもわかりませんが、こういう団体競技というものが子どもの心を育てるのに大きく寄与しておるんじゃないかと、私はその時感動しました。スタートでは問題がありますが、目的を発したときの運動会の時の応援団の発表とかですね、そういう文化祭の発表なんか見たときに、スタートは教育長も経験があると思いますが、いろいろな問題がある。だけど最後

のフィナーレの時には涙して肩を抱き合って、本当にこの子らがいじめあいこ、憎しみ合っとるんかというのを伺うわけです。そういう面では学校現場でもそういう一つの競技種目を入れてもらうこともいじめ対策になるのではないかと思います。先ほどからいろんな問題出ておりましたけども、そのあたりもお考えを伺いますのでございます。

先生のゆとりの中に、私は教育委員さんの人事にも多少問題があるかと思うんです。すべてOBの固まりのような気が9割方ではないかと思うんです。女性も全くおられません。やはりそういう中で委員会の見直し、また先生のゆとりの中に非常に左遷されたんじゃないかというくらい飛ばされる先生がおるんですね。それでは通勤に1時間以上かかって、ひどいのは私も伺ったんですが、5時45分に出て、ラッシュにつかかかったらいけんからと1時間半前につくような先生もおられました。本当にそれで先生の授業ができるのかなというふうにも思いました。先生の教育の質を上げるのでやはり、通勤範囲もやはり30分ないし、40分くらいを限度に異動を考えないと、先生のゆとりはできないんじゃないか。特に女性が多いです。家庭の主婦でもあり、先生でもあるということを見ると、なかなか教育現場に集中できないんじゃないかと思います。男女共同参画と言え、聞こえはいいですか、まだまだ女性が中心の家庭だろうと思います。その点考えましたら、やっぱり人事も十分先生方の教育現場において問題があるかと思うので、その点の今後の考えを聞くところでございます。

少子化問題もこのいじめにも家庭の中でそういうトラブルが、一人っ子となってくるとなかなか家庭の中でいじめとかケンカというのがない、仲裁もできないというような中でなかなか家庭教育難しい状況だと思います。そういう中で児童クラブという中で、第三者の目で、また一般の人が指導にあたるのも、児童クラブの位置づけも大事ではなかろうかと思えます。学校の中での児童クラブの整備等が急務ではなかろうかと思っております。

それで、先ほどから教育委員会の問題が、これが今のように初めは福祉だけかと思っていたら、総務の安全になり、建設もかわりあり、人権や市民部もあり、自治振興部も。すべての課に対応してきたわけですね。今日の議論聞くところです。そうすると、この総合的な会合がやはりこの中で、本日言われたいじめ問題にしても、各部と教育委員会が合同で意見交換をする必要が出てきたんだと思うんですが、現在やっておられるかわかりませんが、聞くところによっては単発的にいる部署、いる部署と問題が起きた部署との交流がなされるようですが、やはり全体を見てから、今後はしていく必要があるかと思うんですが、その点を伺うものであります。

次に商品券でございますけど、私も余り多く語るまあかと思っ

ですよ。語らずによしわかった、いい事じゃけえ即実行に移しますと言ってもらえるかと思って、矢祭町ご存じでしたので言ってもらえるかと思ったんですが、というのが残念ながらちょっと読ませてもらうんですが、新しい施策ができるまでと。その間わずか9日間でスタートしたと。これがまさに矢祭町なんです。今回の新しい施策ができるきっかけは、平成18年7月2日、商工会の女子職員が役場職員に毎年実施しているまちのイベントの参加費用をスタンプ券でも利用できたらいねと、何げなく話したそうです。それを聞いた役場職員はそれだけでなく、税金や保育料、水道料金など公共料金すべて利用できるようにしてはどうだろうかと考えました。早速町長に提案すると、それはいい考えだ、早速実施できるようにしようと即決。地方自治法では、納税は現金もしくは有価証券に限ると言われ、職員も労力で解決しようとする事になりました。それを受けたスタンプ会は早速臨時役員会を開催し、体制を整えました。実施するまでわずか9日というスピードでしたが、その後の商品券でも同じような取り扱いにしてはどうかと、今度は町からスタンプ会の方向に持ちかけ、8月29日からは商品券でも公共料金、納税ができるようになりました。9月17日、開催の敬老会では、80歳以上に贈る敬老祝金をすべて商品券で贈呈しました。金額は400万円。今後は町の各種委員の報酬も商品券で支払うことにしたと。商工会の努力は現在まで、スタンプ会の利用法は、スタンプ会に加入している店だけだったけど、どこでもできるように、準会員として利便性を図ったと、いう形で多様化する消費者の理念を来たすためにもそういうことをしたと、だからこの例は、実は私の手前味噌で甲田のショッピングセンターパルパというのがあるんですが、日曜日だけ福屋とか天満屋とか大型商店の商品券も使えるようにしておるんです。その手法はどうすればいいか言うて、やはり売り上げを上げようとするれば研究するわけですよ。その知恵は、日曜日にうちはイズミがあるけえ客が少ないと。どうしたらいいんかなと、お客さんが福屋の商品券持つとる、天満屋の商品券持つとる。これは使えんようねと。それが使えるようにしたらどうかと言ったら、これができたんですよ。できるにも吉田警察署行けば古物商の資格を取れば、古物商は申請だけなんですよね。それを金券へ持っていくことができるわけです。だから知恵を出せば、そのかわりパーセンテージ5%か3%取られますんで、損はしますけど、商品には1割5分の売り上げ利益があります。それを地元で消費してもらうことによって、総合利益が上がりますので、5%損してもお客の利便性を考えたら、その方ができるわけなんです。このスタンプもまさにそういうことなんです。あるチラシでは、三次の洋服店がビール券まで使えますよという店もあるんです。多分同じやり方だなというふうに思いました。だから、これはやれば滞納金問題やら、保育料まで払えるいうことになれば、例えば商品券をおばあちゃんが持つとった商品券を保育料に

充てたり、納税に充てたり、水道料に充てたりできるんです。だから  
銭がないない言うても本当はないのかのと。なかったら知恵が出るん  
です。やり方を考えられるんです。ぜひ職員の、私も当初申しました  
ように、私は職員の発想だと思って聞いて下さいと言ったのがそこに  
あるわけです。わずか9日間でこの実現ができとるわけです。ぜひそ  
ういう意気込みで、物事をしていただきたいなと思っております。

また、北海道ではご存じのように、鉄道が廃止になると車両は1億  
かかると。それじゃあ鉄道と道路走る電車を開発しとるじゃないです  
か。全国の注目を浴びとるじゃないですか。1千万でできる1千5百  
万でしたかね、それは。10分の1でできる車両を開発して、市民の  
ために、鉄道のプライドを守ってやろうとしとるところもあったわけ  
ですよ。

- 松浦議長
- 入本議員
- 松浦議長
- 入本議員

入本議員。

はい。

質疑は簡略に。

簡略したいんですけどね、理解してもらえないので、ちょっと失礼し  
ております。

借金を恥でなく、市民の理解を得る必要があると思います。やっぱ  
り借金があることをオープンにして、理解を求めないと、こういうこ  
とはできないと思います。本当はないんだなという気持ちがあれば、  
恥ではないじゃないですか。皆さん方の福祉サービスのために投資し  
てきた公債比率ですから。しかしやりすぎて、一番悪い夕張のようにな  
っちゃいけんと。そのオープンにすることによって、ご理解が得られ  
て、こういう形もできるんじゃないかと思いましたが、提案した  
んでございますんで、その点をご理解いただき、前向きに検討してい  
ただきたいと思います。

先ほどの選挙の件でございますが、県会議員を例に出したのは大変  
私もまずかったと思いますが、市長選挙とか市議会選挙の場合は市だ  
けの単独でできるわけでございますんで、ぜひともこの形をとってい  
ただければ、経費削減には私はなると思います。三次市も時間を変更  
して期日前選挙等をやっとるわけでございますんで、その点考えると  
選管の人がおられるかどうかわからないんですが、時間帯の投票比率  
ですよ。何%時間帯に分離して、そこらを精査されて、それでなお  
かつこれを翌日にしたらどうなるとか、積算した場合に多分、総務部  
長なら頭の中に入っておられるんで、即何万円ですというご答弁が  
いただけると思うんですが、そこらまでやってみて、これも根拠なしに  
じゃなしに、市民に問うたら翌日開票でよいのが、86%そういう賛  
同されとるんですよ。翌日、その日じゃなけらにやいけんというのは、  
わずか5.7%なんですよ。それだけの支持があつて、市の選管を動  
かしてやっとるわけなんですよ。しかもハガキには2名の家族名の全  
部のハガキを書いて一緒に行ってくださいと、そのハガキ代でも今は

ここは違いますけど、そういう形でいかにどこが経費削減できるかといっとるわけなんですね。そういう意味で県ではできないが、市ではそれをやるというような、私は金がない言われながら経費削減の提案をしたら、何か実行してもらえないような気がしましたんで、議長から言われましたけど、あえて私はここで経費節減のために言わせていただきましたので、ご理解をいただきたいと思います。

○松浦議長

以上の再質問について答弁を求めます。

まず、市長 児玉更太郎君。

○児玉市長

最初の負担金委託費及び非常勤特別職員の報酬等の検討についてということでございますが、ご説のとおり今度の19年度予算等では十分ここらに切り込んで、検討しながらその合理化を図っていく必要があると思いますので、そのように検討させていただきます。

それから商品券の問題でございますが、非常にいいご提案をいただいておりますので、担当課とひとつ検討をしていきたいとこのように考えておりますので、よろしくご指導賜りたいと思います。

それから翌日開票の問題につきましては、これは市に関する市長選とか、市議会議員の選挙については、これは市の選管の判断によるということであろうと思いますので、ご提案の件については協議をしていきたいと思います。

○松浦議長

引き続き答弁を求めます。

教育長 佐藤勝君。

○佐藤教育長

それでは、先ほどのご質問にお答えいたします。

その前に先ほど答弁いたしました内容で、少し足りないところがございましたので、つけ加えさせてもらいたいと思います。

子ども人権110番につきましての電話番号が書いたカードを6年生に配るといふふうに言いましたが、中学校は1年生から3年生まで配りますので、つけ加えさせてください。

それでは本題に入らせていただこうと思います。

まず、いじめの問題でございますが、11件のうち3件がまだ指導中であるということについてでございますけれども、この内容を見ておりますと、加害生徒へ個人的な指導をしておりますし、本人もその加害した生徒の方も相手の被害者の生徒へ謝罪しております。そして、家庭訪問で本人との懇談、あるいは学級づくりに務めておるわけでございますが、まだこちらの方の言葉で言いますと「ずっとそこまで、腑に落ちた」というところまで行っておりませんので、現在指導中ということでございます。

それからもう1件は、いろんなかなりのいじめでございますけど、その都度特定の子どもについて特に指導をしております。なかでも保護者との連携をしたり、養護教諭、スクールカウンセラーが被害を受けとる子どもの相談に乗ると同時に、学級におきましては加害生徒の方、あるいは周囲の子どもに対して、厳しく指導をしておるとい



ころでございませう。これも完全にいじめがなくなつたと言ひ切れるといふところまでは、まだいってないといふこととございませうので、学校の方も学校全体として取り組んでいられるところとございませう。

もう1件は、加害生徒への指導と、これは1人の男子の生徒に対して、他の男子が2名くらいと女子が数名でいじめをしておつたといふこととございませうが、これについては学級会等、あるいは保護者会等をする中で、指導の継続をしておられるといふ状況とございませう。具体的に名前がどうとどうといふのは申し上げられませうので、わかりにくかつたかと思ひませうが、それはご了承いただきたいと思ひませう。

次に30人31脚といふ、これはテレビでもよくやっておりますけれど、まさに私も自分が現職であつたならばこういうことも必要だろつといふように思っております。それで、同じ釜の飯を食ふといふこととございませうが、そういう集団生活訓練とか、あるいは学校でいふたら、組み体操を最近はやるよつになつたんですよ。昔は危ないからといふので、組み体操なんてやっておりますませんでした。要するに組み体操をするためには、指導者の指示がぴしつと行き届くよつな生徒の状態じゃないときには、組み体操はできんのです。それが今はできるようになつて、ほとんどの学校でそれができるようになつてきております。それから合唱祭。感動的な合唱祭を最近文化祭等で見ることもできますが、こういうものは積み重ねが、議員言われるよつに、人と人との関わりとか、一緒にこのクラスにおつてよかつたとか、卒業するときには肩を組んで涙ながらに別れるとか、そういうものになるだろつと思ふんです。感傷的になつてはいけなつといふ言葉もありますが、卒業式で仰げば尊しなんか歌う時やなんかでも、子どもの我が子を見ると、そういうものが自分らでこの学年で育つたんだといふ思いが残るよつな教育を、ぜひとも私も進めていきたいと思ひませうので、またご支援のほど、お願いいたします。

次に、人事とございませうが、遠距離通勤をしておられる先生が多いのではないかとございませうが、これにつきましては、遠距離通勤の解消といふことについては、努力をしていかなければいけないと思ひませうが、それじゃそこへ来たら遠くへ来たんだから、ずつとそつから、もとおつたところから通わにゃいけんのかといふこととございませう。しかし、今仮に吉田町へ遠くの方の人がおいでになつて、そこで勤務をされるといふことになりませうと、そこで宿を借りた分のなんぼかの手当は出るよつになつておられるわけとございませうして、そういうことも考えながら、広島県内の教員であるといふ思いも持つてもらおうといふことも必要ですし、やっぱり人事の交流する中で、教育の刷新といふことも図つていきたいと思っておりますが、遠距離通勤がいいんだといふふうには思っております。そういう点は考えていかななくてはならないと、このよつに思ひませう。

それから、いじめと少子化といふこととございませうが、先ほどの集

団という話もいたしました。人数が少ないと、一人っ子の場合と、私の家の場合、3人の子どもがおるんでございますが、3番目のこどもはもまれております。1人の子どもはいつも手助けをするのですが、3人おる子どもの家庭の3番目の子どもは、1人でわいわいしよるんです。やっぱり子どもはそういう少子化、子どもだけでおらすんじやなしに、児童クラブとかそういうような形で、もまれていくといったことも必要だろうと思いますし、いじめがあったのを耐えろということじゃございませんけども、小さいうちに失敗経験を乗り越える力をつけるということは、子どもの成長にとっても大切なことじゃないかと思っております。

それから担当部局との連携ということでございますが、月に1回程度、児童福祉実践実務者連絡会議というのが、福祉保健部、あるいは安全推進室等の関係者と持つようにしております。いじめ問題に特化したということでございませぬけれども、いろんな家庭の養育上の課題がある子どもについて、双方に力を出し合って、その子どもたちが健やかに育つような手助けができまいかと、いうことでの努力はさせてもらっています。いじめに特化したということについては、まだできておりませぬ。この問題については、今後担当者の方へ検討していきたいと思っております。

以上です。

○松浦議長 入本議員の質問に答弁漏れがございましたので、答弁を求めます。

市長 児玉更太郎君。

○児玉市長 最初のご質問にありました慣行の取り扱いについての項で、市民憲章の問題がございましたが、この市民憲章についても前向きに考えていきたいとこのように考えておりますし、これは先ほど来ご質問ありました市の自治基本条例とも合わせて検討をさせていただきたいと思っております。

○松浦議長 入本議員、答弁漏れはありませんか。

○入本議員 ありません。

○松浦議長 以上で、答弁を終わります。

再々質問がありますか。

○入本議員 議長。

○松浦議長 15番 入本和男君。

○入本議員 提案をして、終了したいと思っております。と申しますのも、質問、答弁がいらんのんならずなと言われたらこれも困るんですが。

人口動態、これは以前言っておられたですね。人口動態と1万人が8千人になるよという問題でしたけれども、現在は人口の構造が問題になっておるわけですね。と、申しますのも、やはり先日企業に訪問行った時に、30代がいる町が元気だと言われた時にその構造が、大変ウエイトをかけてくる。1万人おっても、高齢者が半分おって、というようになるとどうなってくるかという問題ですね。そういう

面で先の長期計画する場合には、人口構造が大事だという講習も受けました。結局その生産年齢というのが、ある町の調査でも64%から15年後には56%になりますよという構造ですよ。そういうことを避けた時にどういう町になるかということがあるわけですので、そのあたりも予算編成の上におきまして、長期計画におきましても人口構造を参考にさせていただければと思っております。実に私も情けないんですが、三次においては新聞にあるように、61人の出産が多いという声が出ております。これは子育て支援の何者でもないのではなかろうかと出ております。ぜひ人口構造を見た場合に、施策が一番ウエイト占めてくるのではなかろうかと思っております。市長さんも言われましたように、川根でやったことは決して間違いじゃないと思っております。しり切れトンボにならないように、川根の振興会を守るためにも、人口構造の方をよろしく、施策をお願いしたいと思っております。そういう意味を含めまして、皆さん方をお願いできる補助金、委託金、負担金、報償金、ご理解いただき子育て支援に、国もそのような税制改革を、子育て支援企業優遇とかいろいろやっています。ぜひ安芸高田市もそういう人口構造ができるように計画の中に落とし込んで、今後いっていただきたいということで質問を終わります。

○松浦議長

答弁はいいですか。

以上で、入本和男君の質問を終わります。

続いて、通告がありますので、発言を許します。

3番 田中常洋君。

○田中議員

議長。

○松浦議長

はい。

○田中議員

3番、政友会の田中常洋です。通告に基づき、災害時の職員の配備体制について市長に伺います。

先の台風13号、とりわけ9月16日から17日までの集中豪雨では甚大な被害が続出しました。今なお至るところに点在する被害の爪痕を見るに、安芸高田市防災計画は機能したのか、職員の配備体制はよかったのか、非常に疑問に思います。このたびの災害を振り返り、市長の見解を伺います。

また、被災地に対する市独自の補助金制度の創設はできないものかと思っておりましたが、この通告書を提出する時期に、産業振興部より集落型として、農地、また農業用施設の復旧補助金制度の説明会があり、胸をなで下ろしたわけでございます。

そこで、その制度を発足するに2カ月以上、約3カ月も費やしました。もう少し早くできないものかと、市民の立場に立って思うわけでございます。その辺について、市長の見解を伺います。

以上です。

○松浦議長

ただいまの質問に対し答弁を求めます。

市長 児玉更太郎君。

○児玉市長

田中議員さんの、災害時の職員の配備体制についてと、こういうご質問でございますが、今回の集中豪雨による災害の特徴は、台風接近前日の豪雨であったこと、大雨洪水警報発令後、間もない集中豪雨でありました。さらに、6時間で200ミリを越える雨量を記録し、休日の夜間とも重なり、職員の配備体制が困難であった状況もあるわけでございます。現在の安芸高田市地域防災計画により、各部、支所での事務分掌による防災配備体制で各部、支所ごとに災害対応を行いました。ただ、今回の災害の発生状況が甚大で、短時間に集中し、休日の夜間と重なり、体制の問題や災害対策本部解散後の災害復旧業務体制を含め、今後の防災調整会議等により配備体制を再考していくように考えております。具体的にはまた担当部長の方から、後ほど状況を報告し、反省点も我々は検討しておるところでございます。

被災地に対する市独自の補助金制度の創設でございますが、安芸高田市でも今回、全壊、半壊、一部損壊、床上、床下浸水と数多くの災害が発生いたしました。そういう中で、何とか災害対応のできる体制と申しますか、いわゆる災害の補助対象となる、できるだけそういうものを探ってまいりました。それでもなお対象とならないところが出てきたわけございまして、時間的にはちょっと遅れた感があるわけでございますが、今からまだ農作業が始まる時期にはまだ少し暇がございまして、今回の集落方農業土木災害復旧事業というのを、これは単市でやる事業でございまして、できるだけ我々が市費を節約しながら災害対応ということを考えてんですが、それでも救済できないところを単市で救済する方法を考えてということでございまして、またこれは、後ほど担当部長の方から説明していきたいと、このように考えております。

以上でございます。

○松浦議長

引き続き答弁を求めます。

総務部長 新川文雄君。

○新川総務部長

今回の防災体制の関係でございます。

発生後、各支所単位にそうした夜間等の勤務体系、今後どのような体系を整えればということで、防災調整会議を各支所単位で今調整を取らせていただいております。確かに短時間における集中的な豪雨という状況の中で、非常に我々も経験したことのない災害でございました。いろんな地域の中で、避難勧告等も出させていただき、ある程度地域のそういう状況の中で、整理をさせていただいております。床上の浸水が55戸、また床下283、そういう被害額が非常に多く出ている状況でございます。

今後の対応にいかんということで、現在その調整を会議を取らせていただいております。今後の体制そのものをどのようにもっていくかということも、再度再チェックを行っていきたいという状況でございます。

以上です。

○松 浦 議 長

続いて答弁を求めます。

産業振興部長 清水盤君。

○清水産業振興部長

農業道関係の災害復旧事業の新たな創設でございますが、議員ご指摘のとおり災害発生時から言いますと、約3カ月近くが経ったということでございます。今回の災害につきましては、たびたび市長の方からも答弁の中で報告を申し上げていますが、300年に1回というような集中豪雨によりまして、これまでにない被害状況が発生しております。吉田町内におきましても、400件余りの農業関係の被害報告を受けまして、この現地確認に約1カ月以上も費やしておるといような、かなりの被害状況が発生しております。そういった経過を踏まえながら、市といたしましては、当然国の補助災害に持っていけるものは優先的に選択して、本災害へ持っていくと。それからそれに乗らない小さい災害につきましては、これまで単独で設けております小災害の復旧事業として、それぞれ農家の皆さんに事業主体となって、実施をしていただく制度も設けておるわけでございますが、これらでまた対応していくということの中で、果たして今回の災害が対応できるのだろうかというように、現地の確認が進む中で、非常にこの2つの対応では、対応しきれない状況が残るのではなかろうかという状況がございましたので、新たに集落方で農業関係の災害復旧の対応をしていただく集落に対して、わずかではございますが、財政的な支援をさせていただこうということで、特に市や県が管理しております川、道路との関連もございまして、関係の部署と協議を調えながら、今回の補助制度の創設ということになったわけでございます。事務処理のひとつの流れの中で、最終的に農地の荒廃を防止する意味で、集落型の農業土木災害の復旧事業を創設したということでございますので、先ほど市長が申し上げましたように、若干創設時期が遅れたわけでございますが、来年の作付けまでにできるだけの皆さんのご協力によって、対応していただければと考えております。

ご理解をお願いします。

○松 浦 議 長

以上で答弁を終わります。

再質問がありますか。

3番 田中常洋君。

○田 中 議 員

今市長、部長から答弁いただいたわけですが、仰せのとおり、答弁いただいたとおりだと思うんです。この中で300年に一度と言われる今回の豪雨でした。しかし、これがまた300年後というわけではなしに、昨今の異常気象では来年、平成19年に起こるやもしれません。

先の9月16日から、17日にかけての支所の庁舎内は、それは異常を通り越して異様のような雰囲気でした。悲鳴とも叫びとも言えるような、市民からの電話、矢のような電話が鳴り響くわけです。それを徹夜で対応する女子職員は涙を流しながらの対応でした。このよう

な光景を思い浮かべ眠れない夜、朝が、夜明けが白むようなまで眠れない日が何日か続いたことがあります。

そうした中、思い浮かべるに合併をもししとらんかったら、町長が本部長で、助役が副で、すぐこの全職員で対応ができたんじゃないかという思いがして、いやいやそういうことを思っても、もう後へは引いてはならん、その前に財政状況で町は無くなるんだというようなことも思い起こし、またこれが昼間の災害だったら保育園児、幼稚園児、小学校、中学校の児童生徒がすべて登校した時だったらどうだろうか、道路は寸断され、動揺する保護者の気持ち、そうしたところを考えるんですね。

今回の職員さんの配備はこれでよかったんだろうか、十分だったのだろうか、十分とは誰も思っていないでしょうが、そうした中、私思うのに7月1日より収入役制度が廃止になりました。そして副市長2人が誕生され、2人制になったわけですが、この防災計画でいくと、市長がトップにおり、その下、その下、本庁の部長、また総務課長の事務局長、その下、その下、その下というようになってですね、この計画書では、とてもそういう対応は迅速な対応はできない。となると、本部には本部長として市長が残り、両副市長は甲田、八千代支所へすっ飛んで、そこでなぜ陣頭指揮をとっていただけなかったのか。そうすると支所の職員は、副市長の指揮の下に勇氣100倍で住民への対応ができたのではなかろうかと、思うのがいまだに胸から離れません。そうした命令、対応がなぜできなかったか、その辺について市長に伺うところでございます。

また、補助金制度が遅いのではないかとということでございます。今までこの制度が発表されるまで、支所の職員も私たちもこれは、災害対象になりません。自分たちの手で何とか頑張っておきたいと言いつけてまいりました。そうした方の中で、自分たちでいわゆる廃土を整備し、汗を流していただいた方もおられます。さあ、3カ月のうちにこの制度が発表され、そうした方にはもう写真もありませんし、現地も復旧されております。ちょっとその辺がいかがなものか、市独自の補助制度ですから、いくら上がってくるか、その件数を積算し、それによって市の財政課とも協議をし、これならいけるだろう、ここまではいけるだろうということを協議しておられたということは、よく理解できるんですが、もう12月です。昨年でしたら豪雪、いわゆる先ほど市長は、田植えまでとか田こしらえまでと言われましたが、この制度が3月31日という説明会での説明ですから、当然18年度対応ですからそうなるわけですが、田んぼへ入った廃土の作業どころか生活の除雪が第一じゃないかというのが、もう年が明けたら目に見えているような気がするわけです。そうしたところが少し残念でなりません。しかし、この制度が発表されてから、業者をかけり、写真を撮り、そういうふうに一生涯懸命動いておられる市民を見るに、この制度を創設

してもらって、本当によかったなと思っております。この補助金制度についての答弁はよろしゅうございますので、先ほどの件について、ひとつご答弁をお願いします。

○松浦議長 ただいまの再質問に対して、答弁を求めます。  
市長 児玉更太郎君。

○児玉市長 ご指摘のように、本当に今回の9月の災害というのは、予想しない災害が起きたと、こういうことでございます。したがって、今までの防災計画をもう一度見直していく必要があると、こういうことを反省しております。副市長2人制というのが機能しておりますので、そういう時にはすぐ副市長が支所へ行って、指揮をとると。そういうような形のものを今後、反省をもとにやっていかにやいけんのんじゃないかということは今、検討をしておるところでございます。我々もこれほどの大災害になるとは予想しとらんので、やれ、支所へ行こうというときには、国道54号も通れんようになってしまったと、こういうような状況でございまして、本当にこれを契機に今回の災害では、非常に支所に大変な心配と、苦勞をかけたということになったわけでございますが、これを反省しながら、今後の防災計画をもう一遍練り直しながら、具体的にはもう副市長が、現地へ指揮に行くというような体制も必要だろうと、このように考えておりますので、今後具体的に、災害はいつ起こるかわかりませんが、恐らく雨の時期というのは、年を越えて3月以降になるのではないかと思いますので、できるだけ早く、そこらの反省を踏まえて対応していきたいと、このように考えております。

○松浦議長 以上で答弁を終わります。  
再々質問ありますか。

○田中議員 はい。

○松浦議長 3番 田中常洋君。

○田中議員 今、市長は見直しを考えておるといふふうに答弁をいただきましたので、あえて再々質問はいいかと思いますが、いわゆるこの防災計画は、基本編から震災、対策編、資料編、水防計画編という、膨大な資料というか計画書でございます。いわゆる400ページにも及ぼうかというもので、これを熟読されたり、さらっと読むということも非常に困難なような計画書でございます。今回市長さんが飛んで来られなかったのもこれが頭をよぎると、この辺に基づいていくと、まだまだ動けないというのがこれなんです。先ほど市長はそういう時には、すぐ市長が現場行って、陣頭指揮を取るよとという言葉をいただきましたので、あえて申しませんが、いわゆるこれは国とか県へは、これでないと通用しない、国とか県への提出用はこれだけど、安芸高田市の住民密着版のいわゆる、防災計画書を作成して欲しいというのが熱望でございまして、これについては、先ほど市長はこしらえてやろうと、こしらえようという気持ちでおられるということでございますの

で安心いたしますが、早急にこれをまとめていただくようお願い申し上げます。

そこで、あえて申しますと、この組織図の中の副市長、即支所もそこへ上がってくるようにというような組織図というのが私は、必要ではないかと思えますので、その辺についてをひとつご配慮いただくようお願いいたしまして、市長が先ほどすぐ作成しようということでございますので、答弁はよろしゅうございます。

○松 浦 議 長

以上で、田中常洋君の質問を終わります。

以上で、一般質問を終了いたします。

これをもって本日の日程を終了いたし、散会いたします。

議事の都合により、明日13日から17日までを休会といたし、次回は、18日午前10時に再開いたします。

ご苦労様でした。

~~~~~○~~~~~

午後3時13分 散会



地方自治法第123条第2項の規定によりここに署名する。

安芸高田市議会議長

安芸高田市議会議員

安芸高田市議会議員